

令和6年第2回定例会

歌志内市議会会議録

第2日目（令和6年6月20日）

---

（午前 9時58分 開議）

開 議 宣 告

○議長（本田加津子君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（本田加津子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において1番能登直樹さん、5番川野敏夫さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（本田加津子君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

三浦議会事務局長。

○議会事務局長（三浦悟君） 報告いたします。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（本田加津子君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（本田加津子君） 日程第3 これより一般質問を行います。

質問は、通告された範囲を逸脱しないようお願いいたします。

それでは、順次、発言を許します。

質問順序1、議席番号4番、松井敬道さん。

一つ、消滅可能性自治体について。

一つ、総合計画及び総合戦略について。

一つ、地域おこし協力隊について。

一つ、職員の市内居住及び居住実態の把握について。

以上、4件について。

松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） おはようございます。

通告に基づき質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

件名の1、消滅可能性自治体について。

本年4月24日に民間団体の人口戦略会議が、将来的に消滅の可能性がある自治体などを取りまとめた報告書を公表しました。

その概要は、国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に、2020年（令和2年）～2050年（令和32年）の30年間で、子どもを産む中心の年代となる20～39歳の若年女性の人口が50%以下になる自治体は、その後、人口が急減し、最終的に消滅する可能性のある「消滅可能性自治体」とされ、全国で約4割の744自治体が該当しました。

また、10年前の896自治体から152自治体が「消滅可能性自治体」から脱却したと報告されています。

そこで伺います。

①管内では滝川市、浦臼町、新十津川町、秩父別町の1市3町が、前回調査から若年女性の推定減少率が改善し、消滅可能性自治体から脱却しています。

本市は若年女性の推定減少率が84.5%から86.7%に拡大し、道内順位もワースト4位から1位に悪化しています。

消滅可能性自治体の定義や表現にはいろいろな意見があり、参考とする指標の一つにすぎないと思いますが、減少率、順位とも悪化していることについて、どのように受け止めているのか伺います。

②消滅可能性自治体からの脱却は容易ではないと思いますが、少なくとも若年女性の推定減少率が前回数値よりも改善される取組が必要だと思います。

そこで、現在本市において、主に20代、30代女性の減少対策として行っている施策、事業等があるのか伺います。

③総合戦略の重要業績評価指標（KPI）の結婚奨励策としての若者交流事業について、前回の一般質問では、計画策定時と時代背景も大きく変革しており、実施の意義や方法など、いま一度検討したいという趣旨の答弁でした。

婚活イベントについては、滝川市では実施済み、砂川市も青年会議所の主催により開催する予定で、福岡県でも県を挙げて取り組み、これまで600組が結婚しています。

また、東京都では結婚応援パスポート事業に加え、今年度からAIマッチングシステムによる婚活事業を実施します。

婚活イベントにこだわるつもりはありませんが、本市の人口ビジョンの目標人口は全てのKPIが達成されることを前提に推計されていると思います。KPIで掲げている婚活イベントを実施しないのであれば、新たにこれに代わる事業等を実施しなければ、目標人口の達成がより困難になると思いますが、今年度の代替事業を含めた実施について伺います。

件名の2、総合計画及び総合戦略について。

昨年10月に過疎地の限界について衝撃的な記事が47NEWSに掲載されました。タイトルは『「このままでは手遅れになる」過疎地の限界は人口4,000人、高齢化率45%、分析した官僚が故郷の町長になって7年ぶりに人口増、何をした?』です。

その概要は、地方創生の企画・立案、総合調整を行う内閣官房が地方創生の限界を探る調査を実施し、明確な答えが出たとの記事で、「人口4,000人以下で65歳以上が45%を超える自治体は、将来的な再生が極めて困難になる」との調査結果でした。

また、この調査を担当した職員は、自分の出身地（山形県西川町）がこの限界に限りなく近づいていたことから、このままでは故郷は手後れになる、何とかできないかと悩んだ末に町長になると決断、選挙戦を制し町長に就任すると、長年温めていた施策を次々に繰り出し、7年ぶりに人口が増えたとの内容でした。

衝撃的だったのは、前段の部分で、国の調査により過疎地の限界について明確な調査結果が出ていたとのことでした。

本市は、この内閣官房の調査結果による将来的に再生が極めて困難な人口4,000人以下、高齢化率45%以上という基準を既に超えています。

このため、持続可能な地域として存続していくには、極めて厳しい現状を認識するとともに、現在の総合計画及び総合戦略の着実な実行と、次期の総合計画及び総合戦略の策定内容と進行管理が非常に重要だと思います。

そこで伺います。

①内閣官房が調査した地方創生の限界について、国等からより詳細な情報提供がされているのか伺います。

また、情報提供がされている場合は、その内容について伺います。

②総合戦略について、外部検証機関による効果検証を行う主な理由は、外部検証機関からいただいた意見等を踏まえ、KPIの見直しや施策の充実等の検討を進め、次年度予算への反映や、必要に応じて総合戦略の見直しを行うためだと思います。

本市の令和4年度の効果検証は、外部検証機関による1回目の会議を令和5年12月27日、2回目は書面会議を令和6年1月に行い、検証結果の公表は3月に行っています。これでは次年度の施策充実等の検討や予算反映は困難だと思います。

検証結果の公表は遅くとも翌年の秋頃までに実施すべきだと思いますが、見解を伺います。

③現在の総合戦略は令和6年度、総合計画は令和7年度が計画の最終年となります。今年度予算の債務負担行為で、令和6年度、7年度の2か年事業として、総合計画等策定支援業務委託料682万円を計上していますが、次期総合戦略は空白期間が生じないように、令和7年度からの計画として令和6年度中に策定するのか伺います。

④次期総合計画と総合戦略の計画期間について伺います。

⑤令和5年第3回定例会の一般質問で、本市では8～12年後から急速に人口の自然減が進むことが見込まれるので、この10年の人口減少対策と結果に、将来の歌志内の存続がかかっているのではないかと質問に対し、答弁は認識のとおりで、これまでもあらゆる施策を総動員してきたが、今後も必要な対策を講じますとの趣旨の答弁内容でした。

しかし、今回の内閣官房の調査結果を考慮すると、本市の人口減少対策は待ったなしの瀬戸際にあり、さらに取組を加速させる必要があると思います。

このため、総合計画と総合戦略について、現計画の残存期間と新計画の前半の3年間を「集中対策期間」として位置づけ、効果が見えやすいソフト事業を中心に、集中的に人口減少対策に取り組むべきだと思いますが、見解を伺います。

⑥国の第2期総合戦略であります「まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間：令和2年度～6年度）」は令和4年12月に抜本的に改定し、新たに令和5年度を初年度とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しています。

国は総合戦略を2年前倒しし、現在、国の総合戦略は令和5年度～9年度の5か年となっており、地方の総合戦略の期間も国の総合戦略の期間を勘案して設定するよう要請をしています。

ただし、地域の実情に応じた期間を設定することも、差し支えないとなっていますので、現時点で本市の総合戦略の期間は令和2年度～6年度のままだと思います。

残りの計画期間が1年を切っていますので、今から前倒した計画を策定することは困難だと思いますが、国が総合戦略を前倒したのは、デジタル技術の活用によって、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化させるためだと思いますが、その部分の施策は、現在の本市の第2期総合戦略にどのように取り込んだのか伺います。

⑦令和6年4月号の広報紙に「R5社人研推計と市独自人口推計の比較」という特集記事が掲載されました。

その中で、国立社会保障・人口問題研究所が、2018年と2023年に推計した2040年の人口を比較し、本市が令和3年度～5年度に実施した移住・定住施策の効果により、2023推計値が2018年推計値に比べ24.5%の増となり、空地管内で2番目になったと掲載されていました。

しかし、2023年の推計値には、令和3年度～5年度の移住・定住者の人数は含まれていなく、翌月の広報5月号に訂正記事を掲載されたと思います。

これから次期総合計画や総合戦略を策定する上でも、正確な分析をしなければ適切な対策は講じられないと思いますが、なぜこのようなことになったのか伺います。

件名の3、地域おこし協力隊について。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組で、その経費は一定の要件の下で地方交付税措置がされていると思います。

そこで伺います。

①地域おこし協力隊の募集は、どのように行っているのか伺います。

②令和5年度までに採用した地域おこし協力隊員の人数と、任期満了後の定住状況について伺います。

③今年度募集した地域おこし協力隊員の職種及び応募・採用状況について伺います。

④地域おこし協力隊員の令和6年度の本市の報酬は、給与月額20万8,000円、期末手当、通勤手当支給となっていますが、期末手当の支給月数と金額を伺います。

また、1年間の給与と期末手当等を合算した年収見込額を伺います。

⑤地域おこし協力隊員が多い道内の自治体では、期末手当や通勤手当は支給月数や金額を具体的に数値で記載しているところがほとんどだと思います。

本市のように、期末手当、通勤手当支給だけでは、一見しただけでは幾ら支給されるのか分からず、その段階で応募する候補地から除外されるケースもあると思います。そのため、協力隊員が多い道内自治体の例を参考にして、募集要項に記載する内容を見直すべきだと思いますが、見解を伺います。

⑥地域おこし協力隊について、地方交付税措置される報酬の上限額は幾らなのか伺います。

また、本市が協力隊員に支払う報酬額は、地方交付税措置される上限額なのか伺います。

⑦本市の地域おこし協力隊の募集形態は、あらかじめ活動内容を明確に定めて募集するミッション型ですが、他の自治体では活動内容を定めないフリーミッション型または双方の組合せ

型で募集しているところがあります。

本市も協力隊員が柔軟性や創造性を発揮できるフリーミッション型、組合せ型の採用も検討すべきだと思いますが、見解を伺います。

⑧地域おこし協力隊制度について、外部からの人材を活用して地域の活性化を図る上でも、もっと幅広い分野で積極的に活用すべきだと思いますが、見解を伺います。

件名の4、職員の市内居住及び居住実態の把握について。

令和5年第4回定例会に続き、質問いたします。

①市内に住民票を置いていても居住実態がない場合、市長選挙や市議会議員選挙の選挙権があるのか。本来は選挙人名簿から除外され選挙権はないと思いますが、見解を伺います。

②前回の一般質問以降も、市民から市職員が市内に公営住宅を借りているが居住していないとの声を聞きます。居住実態がないのに市内に住民票を置いておくと、市民税、選挙、住宅手当、市独自の市民サービスや給付など、様々な問題が出てくると思います。

また、地域の住民からは、いつも不在で市から依頼された回覧板もストップするとの声や、町内会費や共同募金、除雪などの共益費の徴収にも支障を来しているケースもあるようですが、見解を伺います。

③前回の答弁では、職員の居住実態の把握は住居届と通勤届で行っているとのことでした。また、中にはちょっと本当にそこに住んでいるのかなという話を聞くこともあるとのことでしたが、そのままに置いてよろしいのでしょうか。

そういう声を聞くことがあるのに何も対応しなければ、何かあったときには当該職員はもちろん、市も責任を問われることになりかねません。もし居住実態がないことが原因で、選挙無効や住宅手当が返還されるようなことにならば大きな問題になります。そのためには、職員に対し制度周知と居住実態のあるところに住民票を置くよう「通知」し、実態を「申告」してもらい、必要に応じて実態を「調査」するようなことが必要だと思います。

また、万が一職員からの申告内容と調査結果が違う場合は、賞罰委員会に諮るなどしかるべき対応が必要だと思いますが、見解を伺います。

④市外に居住する職員の市内居住への勧奨について、前回の答弁では市内居住の強制は難しく、市内居住の必要性については当該職員の多くが一番強く認識していると感じているとの趣旨の内容で、勧奨をする、しないについて明確な答弁はありませんでした。

私も市内居住を強制すべきと言っているのではなく、年1回ぐらいは文書で市内居住の勧奨を发出し、改めて本市の置かれている現状等について考えるきっかけに思ってもらえるべきではないかと思いますが、改めて実施する考えがないか伺います。

以上、4件の件名について質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） 理事者答弁、金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） 私から、件名1から件名3までを御答弁申し上げます。

最初に、件名1の消滅可能性自治体についての①減少率等の悪化をどのように受け止めているかについてでございますが、これまで人口減少対策として子育て支援策などの各種事業に取り組み、人口減少の抑制に努めてまいりましたが、厳しい結果であり重く受け止めております。

次に、②の20代、30代女性の減少対策についてでございますが、女性に限定した施策・事業といたしまして、妊婦健診費助成事業、妊婦の歯科健診など保健・医療に関する事業のほか、昨年度から女性の専門職資格取得支援補助金交付事業を実施しております。

なお、子ども医療費助成事業をはじめ、学校給食費の無料化、認定こども園の保育料・給食

費の無料化や、一時預かり保育・延長保育など、若年女性に関わる子育て支援につきましても実施しているところであります。

次に、③の婚活イベントの代替事業等についてでございますが、若者交流事業の実施につきまして、未婚化・晩婚化が進む中、自治体が主催する婚活イベントの開催やA I マッチングシステムの活用による婚活など、多くの自治体が独身者に出会いの場を提供するなどの結婚支援事業を行っております。

本市の人口減少の加速化は今後も予想され、未婚の若者が増えたことに伴う少子化、そして若い女性の転出超過への対策は喫緊の課題であることから、若者交流事業はその対策の一つとして期待されるものと考えられます。しかしながら、婚活イベント自体が目的ではなく、成婚したカップルがその地域にそのまま住み続ける、あるいは、成婚を機に移住してくれることが重要であり、「出会いの場づくり」にも増して、「結婚して住みたいまちづくり」こそが行政の使命であると考えます。

一方で、マスコミや専門家のコメントによるものではありませんが、結婚という個人的な事柄に行政が関わることや、結婚を望まない方、性的少数者など、多様な生き方をしている方々への配慮が含まれていないなど、批判的な意見があることも事実でございます。

以上のように、様々な意見がありますが、いずれにいたしましても、K P I で掲げる婚活イベント、またはそれに代わる事業の実施につきましては、これから慎重に検討してまいります。

続きまして、件名2の総合計画及び総合戦略についての①国等からの情報提供についてでございますが、内閣官房をはじめとする過去の関連通知等を確認いたしました。国等からの情報提供はございません。

次に、②の検証結果の公表についてでございますが、議員御指摘のとおりであります。令和5年度の効果検証につきましては、繰り返すことのないよう、秋頃の公表に向け取り組んでまいります。

次に、③の次期総合計画についてでございますが、次期総合戦略については、次期総合計画と併せて本年度からの2か年で策定作業を進めてまいります。また、7年度においても切れ目のない取組が進められ、あわせて次期総合戦略との空白期間が生じないように、本年度中に現行の第2期総合戦略を1か年延長する改訂版を策定する予定であります。

次に、④の次期総合計画と総合戦略の計画期間についてでございますが、総合計画につきましては、令和8年度から令和17年度、総合戦略につきましては、令和8年度から令和12年度を予定しております。

次に、⑤のソフト事業を中心に集中的に人口減少対策に取り組むことについてでございますが、内閣官房の調査結果のとおりである場合、本市が将来的な再生が極めて困難となるとされる時期につきまして、人口が4,000人以下となったのが平成26年3月末、高齢化率が45%を超えたのが平成27年3月末であり、すでに9年以上が経過してございます。人口減少対策は待ったなしの状況であり、取組を加速させる必要性につきましては同じ認識であります。

今後の本市が目指すべき方向性、人口減少を想定した取組など、議員を含め幅広く御意見を求めながら、慎重に検討し、次期計画等に反映してまいります。

次に、⑥の国の総合戦略の本市戦略への取り込みについてでございますが、現在の本市総合戦略において、これまで国の総合戦略の施策を勘案した改訂は行っておりません。

次に、⑦の広報掲載記事についてでございますが、新たに公表された本市の人口推計が以前

に比べ改善され、その割合が管内でも高くなっていったこと、また、移住・定住対策の効果が表れてきたことなどから、市民の皆さんと情報共有を図るため、記事の掲載に至ったところであり、しかしながら、分かりにくい表現があったことから、翌月に訂正記事を掲載したところであり、今後は表現方法など十分に注意してまいります。

続きまして、件名3の地域おこし協力隊についての①協力隊の募集についてでございますが、市ホームページをはじめ、場合によっては新聞に募集記事を掲載するほか、インターネット上の無料で募集情報を掲載できる外部のウェブサイトを活用した募集を行っているところであります。

次に、②の採用・定住状況についてでございますが、本市において昨年度までに採用した地域おこし協力隊員は8名であり、このうち任期満了後の定住につきましては1件となっております。

次に、③の今年度募集職種及び採用状況についてでございますが、本年度募集の協力隊員は、観光等情報発信、宿泊業務、教育文化魅力発信の3職種であります。

応募・採用状況については、観光等情報発信に2名の応募がありましたが、採用には至っておりません。宿泊業務は応募がない状況であり、教育文化魅力発信については1名の応募があり、6月1日付で採用しております。また、観光等情報発信及び宿泊業務については現在も募集中であります。

次に、④の期末手当の支給月数と年収見込額についてでございますが、本年度の期末手当の支給月数は、現状において6月、12月とも1.225月の年間2.45月であり、これを報酬額20万8,000円に乗じて得た額50万9,600円が支給額となる見込みであります。

なお、本年3月の第1回定例市議会で可決いただきました関係条例等により、本年度から勤勉手当を支給いたします。これらを合算いたしまして、本市の地域おこし協力隊員の年収は350万円弱の見込みであります。

次に、⑤の募集要項の内容見直しについてでございますが、募集要項の内容については、応募者が初めて地域を知る大切な機会でもありますので、より多くの方に応募いただけるように、他の自治体の情報を収集、参考にしながら、人材確保に向けて掲載内容の修正・改善に取り組んでまいります。

次に、⑥の報酬額の交付税措置上限額についてでございますが、本年度の協力隊員に係る特別交付税措置のうち、報償費等の通常の上限額は、国の推進要綱の改正により、隊員1人当たり320万円となっておりますが、本市では地理的な条件を考慮する弾力的な基準を適用しており、370万円が上限となります。これによりまして、先ほど④でお答えした年収見込額と約20万円の差が生じており、上限には達していないこととなります。

次に、⑦のフリーミッション型採用等の検討についてでございますが、今後の募集に当たっては、従来の活動内容を定めた募集に加え、フリーミッション型等による募集も視野に入れ、必要とする人材の確保に向けて取り組んでまいります。

次に、⑧の幅広い分野での積極的な活用についてでございますが、地域の活性化を図る一つの手段として、全国的に様々な形態により地域おこし協力隊制度が活用されております。市といたしましても、協力隊員は様々な分野において、地域に活力をもたらす貴重な人材として期待しているところであります。幅広い分野での制度活用に向けては、地域活性化のために、本市においてどの分野で協力隊員を求めるかなど、内部協議を進め活用について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 私からは、件名4、職員の市内居住及び居住実態の把握について御答弁申し上げます。

初めに、①市内に住民票を置いていても居住実態がない場合の市長選挙や市議会議員選挙の選挙権についてでございますが、公職選挙法では、市区町村議会議員及び市区町村長の選挙権は、日本国民で年齢満18歳以上であり、引き続き3か月以上、その市区町村の区域内に住所を有する者とされておりますので、これらの要件を有していなければ選挙権はないこととなります。

次に、②の居住していない場合の問題についてでございますが、居住実態がない場合、議員御指摘のような様々な問題が生じることもあると認識しております。

次に、③の職員に対する居住実態の把握等についてでございますが、職員への届出住所等の再確認につきましては、本年4月に総務課長名で届出事項が実態と異なっている場合には、必要な届出をしてほしい旨の通知を発出しております。

また、申告内容が実態と違う場合については、その内容にもよりますが、場合によっては賞罰委員会の対象となる場合もあるかと思われまます。

最後に、④の職員に対する市内居住への勧奨についてでございますが、職員に対しては、企画調整会議等でも市長から直接、地域の担い手や全体の奉仕者としての役割を認識するよう機会があるたびに伝えていくところであり、通知につきましても、さきの御答弁のとおり、4月に総務課長名で届出住所等の再確認について通知を発出しているところでございます。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） ありがとうございます。それでは、順次再質問させていただきます。

順番ですけれども、地域おこし協力隊について先に質問させていただきたいと思えます。

地域おこし協力隊員が任期満了後、または3年を待たずに退職し、なかなか定住につながっていないと思えます。先ほどの答弁では1件ということでしたが、この要因をどのように分析されているのか伺います。

○議長（本田加津子君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） 定住が定着していないということでございますが、基本的にその要因といたしましては、やはり起業等が進まないというか、たどり着けないという部分が大きな要因で、なかなかその産業といいますか、そういう自分の収入を得ることが難しいということだと考えております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 起業に結びつかないということですが、必要な対策を講じていただきたいと思います。地域おこし協力隊について、当市は副業というのを認めているのか。認めているところと認めていない自治体があると思えますけれども、それについて伺います。

○議長（本田加津子君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） 当市の地域おこし協力隊員につきましては、令和2年度から会計年度任用職員の中の特別な職として任用している形になりますので、基本的に会計年度任用職員については、業務に支障のない範囲で副業については検討していくというような形になるかと思えます。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 検討していくということは認めないということではないということ

すね。分かりました。

あと、地域おこし協力隊の任期は原則3年だと思いますが、在職期間中に起業の準備をする場合、本市ではどのようなサポートや支援が受けられるのか伺います。

○議長（本田加津子君） 東所産業課長。

○産業課長（東所勝則君） 地域おこし協力隊を配置している立場のほうで御答弁申し上げますけれども、地域おこし協力隊に限らず、企業化、企業を起こす場合については、産業の私どもの所管のほうで支援、補助・支援の制度を持ってございますので、そちらを使うことができます。さらに、地域おこし協力隊の企業化に向けた支援としては、特別交付税の措置の制度もございますので、これは状況に応じて補正予算対応等も含めて、そういった活動が、実態があれば、それに依じて予算措置をするということになるかと思えます。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） どこかの企業に就職するのですとか、そういうことであればよろしいのですけれども、起業を目指す方については、在職期間中にもう準備をしなければいけないと思うのです。それで、何らかの支援、対策が必要だと思うのですけれども、もう少し踏み込んだ支援とかができないのか伺います。

○議長（本田加津子君） 東所産業課長。

○産業課長（東所勝則君） 議員おっしゃるとおり、今の協力隊員についても通常の任務、活動をしながら、歌志内の中で何か起業ができるのではないかという、自分のスキルを使いながら活動しているというのが実態でございますので、その辺については、今の予算の活動費の中も含めて、企業化に向けた支援はしていきたいと考えています。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） よろしくをお願いします。

あと、交付税措置の関係だったのですけれども、当市のほうでは地理的な条件があり370万円が限度だということだと思うのですけれども、実際には350万円ですから、20万円引き上げる余裕があると思うのですけれども、せっかく制度があるのですから引き上げたほうがよろしいと思うのですけれども、その辺についてどのように考えているのか伺います。

○議長（本田加津子君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） 地域おこし協力隊員の報酬の引上げについてでございますが、先ほども御答弁したように、今現状20万円程度の差額がございます。ただ、今まで報酬額を変えていなかった経過といたしましては、基本的にこれまで採用してきました職種とほぼ同等の職種を採用してきた経過があつて、報酬額を改定していなかったということでございます。

確かに報酬額を引き上げることによって、より多くの方が応募してくれる可能性もございますので、このあたりについては交付税措置されるものでございますので、今後はこういった報酬の引上げになるかはちょっと検討することになると思うのですけれども、そういう形で対応してまいりたいと思えます。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 報酬、ほかの地域が370万円ですと、同じもし内容ですと、地域性の部分はあると思えますけれども、ちょっと見劣りしますので、活用できるのであれば早急にしたいほうがいいと思えますのでよろしくをお願いします。

あと、募集の関係だったのですけれども、中には地域おこし協力隊制度に興味はあるのですけれども、実際の活動内容や地域に適應できるか不安な方もいると思うのです。そこで移住・

交流推進機構でも推奨しております、2泊3日程度の活動体験を行うお試し制度や、2週間から3か月程度滞在して、実際に協力隊員の業務を行うインターン制度を導入してはいかがかと思いますが、答弁をお願いいたします。

○議長（本田加津子君） 東所産業課長。

○産業課長（東所勝則君） 今、教育委員会のほうと私どもの産業課のほうに地域おこし協力隊を配置しているところでありますけれども、私どもの産業課のほうの観光振興とか宿泊業務等も含めて、議員おっしゃるとおり、観光振興、観光情報発信等、ある程度具体的な活動内容を示して募集をかけているのですけれども、議員おっしゃるとおり、やはり歌志内市のネームバリューもございますし、そういったところで不安を覚えながら興味があってもなかなか一歩前に出ない、出てきてくれないという実態もあろうかと思っております。議員おっしゃるとおり、今の制度、お試し活動とかインターンの部分については、これからに向けて、協力隊をどんどん歌志内に受け入れるということであれば、それはやはり取り組んでいく必要があるかなと所管としても考えております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 分かりました。よろしく申し上げます。

それでは、消滅可能性自治体の関係で1番に行きます。

前回の答弁で、ジェンダーレスが重要視され価値観の多様化も進んでいることなどから、公共である市が率先して結婚奨励策を実施する時代ではなくなりつつあると感じているという答弁でした。マイノリティーの方がいるから、マジョリティーのことができないというのは私ちょっと違うと思うのです。私には実施しない口実にしか思えません。必要な対策や支援は両方行うべきだと思います。ジェンダーの方にも、定住していただく方に必要な対策や支援があるのであれば行うべきだと思います。

令和3年に内閣府が実施した調査では、47都道府県のうち44都道府県で何らかの婚活支援を行っており、市町村でも多くのところが実施していると思います。ジェンダー問題とは切り離して実施するべきだと思います。それでも結婚奨励策は行政がやるべきではないという考えであれば、次期の総合戦略には結婚奨励策に係る指標は、事業は出てこないという理解でよろしいのか、あわせて伺います。

○議長（本田加津子君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ただいま前回のこれまでの議会答弁の中で、婚活の部分が総合戦略の中に掲げられているにもかかわらず、本市の実態が伴っていないのではないかと。その中にジェンダーの部分が絡むのが、一つの主な要因という形で御答弁したことに対して、それは関係ないのではないかと。ジェンダーの部分につきましては、それはそれで支援を行うべきでなかろうかと。そういったただいまの御質問かと思えます。そういった部分は当然あろうかと思えます。

先ほど議員のほうで歌志内市の人口の減少に関しては待ったなしだというようなことも言われております。私ども当然認識は同じでございます。そういった意味から、婚活の部分につきましても、やはり考えていかなければならない、当然戦略の中に掲げている以上は、当然やっつけていかなければならないことだと思いますけれども、先ほどの答弁にもありましたように、時代背景の変化といったこともございますので、次期の総合戦略の中には、改めてそういった婚活に関する部分も検討しながら、乗せる乗せないという部分を考えてまいりたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 分かりました。

国のほうでは、地方創生の四つの柱の中に、結婚・出産・子育て、これ1項目になっています。ですから、次期総合戦略に入れるか入れないかについては慎重に検討していただきたいと思います。

2番目の総合計画及び総合戦略についてに参ります。

検証結果の公表が遅れた理由ですが、最終会議が1月なのに、なぜ公表が3月の議会中また議会後になったのか伺いたいと思うのですが、所管課長が4月に替わられていますので、もし分からなければ、今までの行政経験から一般的な事務処理として適正と思うか、答弁をしてください。

○議長（本田加津子君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） 公表時期の遅延といいますかについてでございますが、私、議員おっしゃるとおり、4月からこの職に異動してまいりました。一番重要な総合計画、市の基幹となる計画についての検証結果を行って公表していかなければならないという部分については一般的に考えまして、私も一般的には遅れてしまったことについてはちょっと残念なところがあるかなと考えております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 以前は検証結果は議会の委員会に報告されておりましたが、一方的に何も相談もなく委員会への報告をやめています。このことについて6月に一般質問したところ、毎年第三者機関による評価検証を行い、ホームページで公表をしていると。第2期以降は、第1期の5年間の検証等に対する議論や意見の状況も考慮し、市のホームページのみの公表としたということです。なぜ第1期の5年間の検証等に対する議論や意見を考慮すると、議会への報告が不要になるのでしょうか。第三者機関から議会への報告は不要だと意見が出たということなのでしょうか。これも私ちょっと理解ができません。

10月か11月の議会の委員会に報告することになっていれば、今回のように公表が翌々年の3月になるということにはならないと思います。しかも、国は、議会においても総合戦略の策定段階や効果検証の段階、これで十分な審議が行われるようにすることが重要だと手引にも書いております。

市の最上位計画の重点プロジェクトのスケジュールや進行管理をしっかり行わない、議会にも報告するのを一方的にやめる。挙げ句に、検証結果は3月の一般質問の後に公表する。こんなことでよいのでしょうか。

6月の一般質問は、事前に通告をした内容に対するものでありますので、再質問と違い、所管課長が自分の考えで述べたものではございません。答弁要旨は理事者の方も十分内容を精査して回答していただいていると思いますので、できれば理事者の答弁をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） このたびの総合戦略に係る公表ということで、遅延したということにつきましては反省をしているところでございます。

今、松井議員の御質問の中で、第1期の総合戦略のいわゆる検証という部分に関しましては、第2期が令和2年から始まっておりますので、その前の計画に対する検証ということでございます。これらについては既に経過しておりますが、今後このようなことがないように、早めに対応していきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 次の国勢調査まで1年4か月を切りました。総合戦略に掲げる人口ビジョンの達成見込みについて質問します。

人口ビジョンの令和7年の目標人口は2,487人です。一方、本年5月末の住民基本台帳上の人口は2,639人です。ここから住民票を置いているが、実際には住んでいない幽霊人口を差し引きますが、令和7年の人数は国勢調査が確定しなければ分かりませんので、令和2年の国勢調査時の幽霊人口73人と同程度と見込み、73人を差し引きますと2,566人となり、これが本年5月末の国勢調査ベースの推定人口になります。本年5月末の推計人口2,566人から人口ビジョンの令和7年の目標人口2,487人を差し引くと79人になります。このことから、次の国勢調査までの1年4か月後までに、人口減が79人を超えると、人口ビジョンの目標人口を下回ることになると思います。

令和2年の国勢調査以降、3年間の年平均の人口減少は120人程度ですので、幽霊人口の変動により多少増減するとは思いますが、現状では令和7年の人口ビジョンの目標人口を達成することは、私は相当難しいと思います。

そこで所管としては、令和7年の目標人口の達成の可否について、現時点でどのように分析をされているのか伺います。

○議長（本田加津子君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ただいま議員のほうから人口ビジョンに掲げる推計人口、そして今現実に住民基本台帳の人口の関係、そういったところから推計の目標値が達成、なかなか困難でないかと、そういった形で御指摘をいただいたところでございます。

私どもといたしましても、過去何年間かの人口の減少率という部分について、数値的なものを見ているところでございます。確かに年間120人程度のマイナスが続いているところではあります。今年度4月、5月、この2か月間を見ますと、この2か月では大体10人程度しか減少がないという現実もございます。これらはこれまで私どものほうで継続してきたいろいろな人口減少対策が少しずつ効果が表れてきているのかなと、そのように思っております。

しかしながら、若年層中心として市外流出というのが続いている状況でございますので、少しでも目標値に達するというか、それを達成できるような形で引き続き、取組を進めていかなければならないのかなと、そのように思います。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 分かりました。

私は人口ビジョンは目標ですので、達成しないことも中にはあり得るのかなと思いますが、社人研が推計した人口、これは最低限クリアしなければ本当に生き残っていけないなと感じております。

それで、2023年推計が2018年推計に比べ24.5%人口が増加した理由について、令和3年度から5年度分の移住者15人、定住者37人の効果であるという部分については、5月の広報で訂正をされましたが、そうすると、推計値が24.5%増えた要因、これをどのように分析されているのか伺います。

○議長（本田加津子君） 暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開します。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 2023年の推計というのは、2020年の国調ですので、松井議員言うように、21、22、23というのは考慮されていないということでございますので、コロナ禍による影響もこれには考慮されていないのかなと思います。したがって、2023の推計引く2018、これを分母として、そして分子は2018ですか、というような数字の算式になっておりますので、これはまさにその間の行政の取組、子育て支援、さらには移住・定住、それ以前のそういった皆様方の御努力の数字がそういう予想値になったということで24.5%ということになったと私は読んでおります。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 私なりにこの要因を分析してみますと、2018年推計というのは、平成27年国調がベースなのですが、本市は平成26年頃までは不適切な借入れ問題があり財政的に厳しかったので、独自の人口減少対策はやりたくてもできない時代で、この時代の、このときの平成29年国調の人口の減少率は18.3%です。炭鉱閉山のときの平成7年の国調17.1%を超えて、平成では最低で最悪期なのです。一方、2023年の推計は令和2年国調がベースで、平成27年頃から財政的に少し落ち着き始めて、そして第1期の総合戦略が始まり、子育て支援、高齢者や移住・定住の対策も行いましたので、人口減少のスピードが少し緩和されたのが主な原因で、ほかの要因もありますが、今回このような数値になったのだと思います。

もう少し簡潔に言うと、2018年推計値のときが最悪期で、2023年推計値は少し改善されたので、その反動増によりこのような上昇率になったもので、2023年推計値が平時の推計値で元に戻っただけだと思います。しかし、2023年推計値が平時に戻ったといっても、減少率は全道でワースト1、全国ではワースト4位です。

したがって、総合戦略の取組を加速し、2023年推計値を少しでも上回るような結果を出さなければ、26年後の2050年の推計は推計どおり838人になってしまうと思いますが、これについてどのようにお考えになるのか、答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 松井議員の分析ということをお聞かせいただきました。まさにその要因もあると考えております。

先ほど副市長からもお話ありましたが、人口の持ち直しというお話をさせていただきました。今年、令和6年1月から令和6年5月までのいわゆる転入・転出、この数字は今までは転出のほうが非常に大きく上回っていたということでございますが、今時点、5月末時点では転入が49で、転出が48ということで、この時点では転入が上回っているという、過去数年にない状況でございます。これは広報に掲載して、誤った掲載ということでございますけれども、2021年、22年、23年のいわゆる住宅奨励金の交付、住宅奨励金のそういう施策が功を奏しているという部分で、私はそう思っております。

今後も引き続き、人口減少対策、まち・ひと・しごと創生総合戦略をしっかりと進めていくということが、まちづくりの基本であると思います。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さんの質問を打ち切ります。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時02分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

質問順序2、議席番号2番、佐藤良治さん。

一つ、市職員の人事管理について。

一つ、高齢者等の熱中症対策について。

一つ、柴田市長の市政運営について。

以上、3件について。

佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 改めまして、お疲れさまです。私自身、昨年6月の第2回定例会において、新人議員として初めて一般質問させていただき、早いもので1年が経過しようとしております。この間、日々議員活動をする中で市役所の皆様方をはじめとして、多くの方々にお世話になっていることについて改めてお礼申し上げます。いまだ不慣れな点もあり、質問内容の意図が上手に伝わらないこともあろうかと思いますが、その際には内容確認しながら有意義な議論を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。それでは、通告書に従いまして質問させていただきます。

件名1、市職員の人事管理について。

地方自治体を取り巻く行財政環境は、地方分権の進展などによる様々な制度改革により、大変厳しい状況へと変化してきています。このような状況を踏まえ、地方自治体には地域の意思と責任に基づく自主、自立のまちづくりが求められており、また市民から行政に寄せられる要望は多様化、複雑化しており、市民ニーズを的確に捉えた対応が求められている状況から、市職員を取り巻く環境は業務が増大するなど非常に厳しい状況となっています。

このような状況にあって、効率的な行政運営が求められる中、本市の未来を担う職員においては、限られた人員で昨今の変革の時代に的確に対応するとともに、これまで以上に行政をしっかりと運営する能力が必要になっています。

そこで伺いますが、

①市では職員一人一人が仕事に対するレベルアップや知識、能力向上などを図るべく、定期的に職員研修を実施していますが、どのような視点で職員研修を実施し、本市の将来を担う人材育成の取組を進めていく考え方なのか伺います。

②市では、職員が自発的に行う研修活動に対して補助金を交付して支援していますが、令和4年度及び令和5年度の活用実績を伺います。

③市民参画と協働のまちづくりを進めるためには、市民の市政への参画を促進していくことと同様に、職員も地域活動に積極的に参画していくことが必要と考えます。職員も市民の一員という意識で市民目線に立って行動することにより、職場では学ぶことができない新たな気づきや地域の状況を知り、共に地域住民と汗を流すことで職場以外でのネットワークの構築が図られるなど、自分自身のスキルアップにもつながるものと考えますが、職員の地域活動への参画についてどのような考え方を持たれているのか伺います。

④高度化、多様化する行政の業務については、専門知識を必要とする場合も多く、職員の能力や適性を生かした人事配置等の人材活用も大切であり、職員の知識、能力、経験を最大限に生かし、プロフェッショナルな職員の育成に向けた取組が求められています。そのような考え方の下、人事異動に当たって職員の適材適所、適性把握はどのような方法で行っているのか伺います。

⑤人材の活用においては、職場活動、職員研修、人材評価のサイクルの下に、その成果を次

のステップに結びつけるもので、市民サービスの向上という行政本来の目的に直結するものと認識していますが、今後どのような手法で職員の能力を最大限に生かし、時代の変化に即応するプロフェッショナルな職員を育成し、活用していく考え方なのか伺います。

件名2、高齢者等の熱中症対策について。

年々夏の暑さが厳しくなる中で、高齢者の熱中症による救急搬送が増えてきているものと思います。このような状況から、他の自治体では、エアコンの設置費用の一部を助成する制度を創設するなどして、熱中症に係る対策を講じている自治体もあります。昨今の猛暑は暑くて寝苦しいといったレベルをはるかに超え、命に危険が及ぶ暑さとなっています。

そこで伺いますが、

①本市でも一般家庭向けのエアコン設置助成事業への支援創設が必要と考えますが、見解を伺います。

②高齢者専用住宅やシルバーハウジングに、ボイラーなどの暖房器具と同様にエアコンを標準装備することが必要と考えますが、見解を伺います。

③各町内会館などの人が集まる場所に、エアコンを整備することが必要と考えますが、見解を伺います。

件名3、柴田市長の市政運営について。

柴田市長におかれましては、令和2年10月に市長に就任されて以降、世界的に蔓延した新型コロナウイルス感染症の対応に追われるなど、真に思い描いた市政運営を行うことが厳しい状況であったものと私自身は感じております。

そのような状況の中であっても、多くの新規事業や既存事業等の充実を図り、政策を推進してこられました。

そこで伺います。

①柴田市長は市長に就任以来3年7か月が過ぎたところでありますが、市長が掲げられた七つの公約に対し、これまでの実績をどのように捉えられているのか伺います。

②本年10月をもって4年間の任期を終えることとなりますが、柴田市長におかれましては、2期目の市長選挙に出馬し、引き続きリーダーシップを発揮され、市政を前に進める覚悟なのか伺います。

以上、3件10項目の質問につきまして御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） 理事者答弁、北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 私からは、件名1、市職員の人事管理について御答弁申し上げます。

初めに、①のどのような視点で職員研修を実施し、人材育成の取組を進めていく考え方なのかについてでございますが、職員研修につきましては、歌志内市職員研修計画に基づき取り組んでいるところでございます。

研修計画による今年度の重点事項としましては、経験年数の少ない若手職員が多いため、公務員としての資質の向上と公務員としての基礎的能力の向上を重点的に取り組むこととしております。

次に、②の職員が自発的に行う研修活動の実績についてでございますが、職員自らが意欲と課題を持って行う先進都市派遣研修につきましては、令和4年度及び令和5年度の活用実績はございません。

次に、③の職員の地域活動への参画についての考え方でございますが、議員のお考えと同様の認識をしており、職員に対しては、企画調整会議などでも市長から直接本市にとって職員は

地域の担い手であり、職務上全体の奉仕者としての役割を認識するよう機会があるたびに伝えていただいております。

次に、④の人事異動に当たっての職員の適性把握等についてでございますが、既存職員の業務適性につきましては、人事評価記録書や日常業務の中で所属長などから意見を聞いたり、場合によっては直接面談を実施しながら検討をしております。また、新規採用職員については、エントリーシートや面接時のやり取りなどを参考としながら、職員の適性を判断しております。

職員のモチベーションを維持しながら、組織として円滑に運営していくのは難しいものであり、本市の場合は特に職員数も少ないことから幅広い知識を持ち、様々なことに対応できる能力を持った人材であるゼネラリストが必要とされている実態もあるため、定期的に違う分野への人事異動を行う場合もございます。

最後に、⑤の職員の育成や活用についての考え方でございますが、職員研修計画では求められる職員像として、歌志内市に愛情と誇りを持って取り組む職員、市民目線で貢献する心を持って行動する職員、自ら考え目標に向かって絶えず努力する職員を目指して、職員研修などを通して能力開発に取り組んでおります。特に、職員を新規採用する場合には、試験案内に歌志内市が求める人材としてこれらを記載しており、採用後の職員研修においても再認識させるための説明を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 私のほうから、件名2、高齢者等の熱中症対策についての①から③について御答弁申し上げます。

初めに、①一般家庭向けのエアコン設置助成事業の支援創設についてであります。

本市では、住宅の改修を促進し、快適な住環境の整備等を図ることを目的に、歌志内市住宅改修促進助成事業を実施しております。

現在、家具、家電製品等の物品の購入につきましては対象外となっておりますが、エアコン設置等を対象とするメニュー創設に向けた検討を行ってまいります。

次に、②高齢者専用住宅やシルバーハウジングへのエアコン標準装備についてでございます。

高齢者住宅及びシルバーハウジングは高齢者に特化した施設であり、入居者が安全・安心の下、暮らせる環境づくりが重要であります。このため、今後どのような手法が入居者にとって望ましいのか調査した上で、前向きに検討してまいります。

次に、③各町内会館などの人が集まる場所へのエアコンの整備についてでございます。

災害が発生した場合の避難場所など、各町内会館における役割はとても重要な施設と認識しております。それぞれの地域にお住まいの方々においては、自治活動をはじめとし、憩いの場や情報交換の場として、さらには行政の各種会合等にも利用させていただいております。エアコン整備につきましては、各町内会館等の設置された経緯が同一ではなく、バランスの取れた対応が求められることから、庁内においても関係部署間での情報共有を図りながら、整備の必要性について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） お疲れさまでございます。私からは、市政運営について、①、②について御答弁をさせていただきます。

私は、令和2年10月26日に市長に就任以来、3年7か月が過ぎました。就任3日後には、第7回目の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、北海道でも感染者が2,500人を超え、亡くなった方も100人を超えるという予測せぬ深刻な事態に直面いたしました。翌年から令和5年までワクチンの接種は継続され、5月8日から第5類となり、実に2年7か月に及ぶコロナとの闘いであり、同時並行して、燃油の高騰や物価の高騰対策として、国の交付金や市の単独費を充て、商品券発行事業をはじめ、大学生、専門学校生への学業応援、宿泊事業者支援、中小企業事業者支援、運送業者支援、ひとり親世帯や子育て世帯への支援など、市民の生活の安定に向けた支援事業を行ってまいりました。これらの対応に当たっては職員一丸となり、医療や福祉関連の職員をはじめ、経済対策についても、商工会議所や地域の皆様の協力により進めることができました。

また、予算措置につきましても、議員各位の御指導、御理解に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、私は七つの政策を公約として掲げ、まちづくりを進めさせていただきました。

一つ目は、健幸寿命の延伸ですが、地域包括支援センターの充実を図るために主任介護支援専門員の配置をしました。

高齢者の方々への補聴器購入や带状疱疹ワクチン接種の助成をはじめ、気軽に日常の買物や外出をしていただきたく、健康維持に努めていただく高齢者市内お出かけ支援事業を実施しているところでございます。

二つ目は、地場企業への持続と発展の支援として、地元の企業が事業を継承されるよう、「企業の笑顔応援支援事業」と新規に起業を目指す「創業支援事業」、さらに農業者の振興を応援する「農業等振興補助金」についても創設いたしましたところでございます。

三つ目は、人づくりへの投資として、子育て世帯の家計の負担軽減策として、「学校給食費の無料化」、「新生児聴覚検査無料」、「パソコン購入費助成事業」、「児童・生徒へのスキー用品レンタル費用の全額助成」、「スキーリフト券助成事業」、「高等学校就学支援金の増額」、さらには、「新7年生の被服等の支給」、「子育て世帯等移住応援助成金事業」を実施してきております。

また、働く女性のスキルアップとして、「女性の専門職資格取得支援事業」を創設し、資格取得を支援しております。

市外の方が市内の福祉施設に就職することで、働き手不足解消と定住対策につなげる「福祉関連事業従事者移住支援金制度」も本年度創設いたしました。

また、コンピューターを使った情報処理や情報技術の能力向上につなげるため、教職員へのスキルアップとして、「ICT支援員派遣事業」を実施し、子どもたちへの指導を通して技術を身につけることを期待しております。

四つ目は、まちを集約し機能的なまちづくりの推進については、児童館一元化施設建設事業を令和4年度に基本設計、翌年に実施設計を行い、そして今年から建設工事を予定しております。また、上歌地区の集約化については、住民の方々への説明会を開催し、協力をいただいているところでございます。

五つ目は、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現について、令和4年度から北海道によるペンケ歌志内川河川改修事業が着手されることで、市民の安全・安心が確保されるものと期待しております。

また、蜂の巣の駆除については、除去費用の一部を助成することにいたしました。

六つ目は、人がひかれるまちについてでございます。かねてから商業施設の誘致活動を継続

して行っておりましたが、令和5年4月15日に公設民営のダ・マルシェ歌志内店が開店し、市民の皆様への利便性の向上が図られ、旧西小学校グラウンド跡地を宅地分譲し、既に住宅が建設され、移住・定住効果が発揮されております。

商品開発については、ブランド開発アドバイザーを配置し、歌志内産の商品開発を進めているところでございます。

そして、七つ目は、持続可能な行財政運営として、市の財政は地方交付税が大宗を占める状況であるわけですが、引き続き安定的な行財政運営に努めてまいります。

以上が、これまでの主な取組状況でございます。

今、日本は加速的に少子化対策に取り組まなければならない危機的な状況にあります。そのためにも、若い世代の所得増や雇用の安定、そして育児教育に対する経済支援、共働きや子育てなどへの支援など、多くの問題や課題があり、一朝一夕に解決することは難しいと思います。しかし、地方にあっても、物価の高騰や消費の低迷、人手不足など、市民生活や企業活動に大変厳しい状況については待ったなしであるわけでございます。歌志内で暮らしている市民を守ることが最優先であります。そして、人口減少対策で最も重要なことは、今居住している市民の方々がここに残ってもらえるよう、ここが一番いいなと自慢できるようなまちにすることが、人口減少を大きく左右する正念場だと思っております。そのためにも、地域資源を生かし、移住・定住を進め、若い人たちが集い、高齢者が生き生きと、また子どもたちが元気よく生活できる環境にしていかなければならないと考えております。先代の築き上げた歌志内市の明るい未来を全力で臨む決意の下、次期市長選への立候補を表明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 答弁のほう、ありがとうございました。

それでは、確認を含めまして、順次再質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、件名1の市職員の人事管理について、①と②の関係になりますが、現況につきまして、先ほどの答弁で理解いたしました。職員研修においては、私自身の経験を基に感じたことをお話しさせていただきますが、研修を受けても実践的なスキルにまで手が回らない、個々の職員に合わせた研修ができていない、研修を受けても講師の話を聞くなど、受け身なのでなかなか身につかないといった感想を私自身は正直持っております。

若手の職員や管理職など対象を限定するような形での職員研修も行われているものと思いますが、私は職員研修のほとんどが研修を受けても、講師の話を一方的に聞くなど、受け身なのでなかなか身につかないといった感想だと思っております。このような状況では、せっかく時間を割いて研修を行ったところで、満足いく成果には結びつかないものと思っております。

そこで、再度お伺いしますが、OJT教育、聞いたことあると思いますが、オン・ザ・ジョブ・トレーニングについてですが、以前から話題になっている職場研修の一つの手法になりますが、職場での実務の中で、業務に必要な知識やスキルを身につけていく教育方法の取組を積極的に進めてはどうかと考えております。

これまでも新しい職員が配属された場合には、当然のことながら職場の上司や先輩が仕事を教え、そして一人前に育てていく取組を当然のことながら行っているものと思っておりますが、私は、OJT教育の取組を積極的に進めることで、実務に関する知識のほか、職員同士のコミュニケーションの活性化につながっていくものと考えております。もちろん教育する人材の能力

に依存してしまう、教育する人材が業務に忙しい場合は当該職員が放置されてしまう、教育する当該職員が放置されるなどのデメリット、課題もあると思いますが、OJT教育の指標的なものを設けた中でこの取組を進めて、将来を担う人材育成に結びつけていくことが必要と思いますが、その考え方につきまして再度見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 議員おっしゃるとおり、なかなか私たちも研修を受けていただいている側も、なかなか思ったような成果が果たして得られているのだろうかというところやはり悩んでいるところなのです。やはり言われて、私も同様な認識をするときもございますので、本当に受けたものが100%有効なのかというところ、OJT、言われました。職務時間内に外部のよく講師を招いて研修などをたまにするのですが、そのときは指標というものは私どものほうでは持ち合わせてはいないのですが、外部より招いた講師の会社で、今回の感想だとか内容についての自由記載を書かれたり、そういうのをデータバックしてもらって、今回の研修についてはどうだったなどというのをよく課の中で話しているところがございますので、なかなか数値的なものとか指標的なものを一律にやるという、大変大切なことだとは思いますが、現在のところは正直持ち合わせてはおりませんでした。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 答弁ありがとうございます。

次に、③の関係になりますが、市民と協働のまちづくりの推進に向け、行政と市民の間でさらなるパートナーシップを構築していくためには、職員が地域住民として職場や家庭における役割に加え、プラスワンとして社会貢献活動や地域づくり活動、例えば町内会活動や消防団活動、各種団体が取り組むイベントなどの活動に参画することは、地域住民と意見を共有して、ひいては現場において市民目線で行政を推進することが可能になるものと感じております。

先ほどの答弁では、市長から直接、本市にとって職員は地域の担い手であり、職務上全体の奉仕者としての役割を認識するよう機会があるごとに伝えているとのことでしたが、私が求めていることは、本市の職員においては、職務上全体の奉仕者として認識していない職員は言うまでもなく、当然のことながら皆さん理解されているものと思っており、そのような中で、地域活動に対して積極的な参加を促すためには、組織全体で支援できる方策を講じていく必要があると考えているところがございます。例えば、例年実施している自己申告制度などによる活動評価であったり、有給休暇の取得促進なども方法の一つであると思っております。

これまでも地域活動に参画しやすい環境整備については、何らかの方策で努められてこられていることは承知していますが、ぜひ職員の方々がこれまで以上に地域活動に積極的に参加しやすい環境整備に努めていただくことを改めて提案させていただきますが、再度その考え方について見解をお聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 議員おっしゃること、もつともだと思っております。やはり我々職員である前に歌志内市の市民でございます。市民でございますので、地域の者として、一人の市民としてできること、協力できることはやはりしなければならないというところはもう十分私自身も認識をしております。特段今先ほどおっしゃられました、例えば有給休暇を活用しての何かだとか、以前は例えば昔は職場単位で時間外によく道路のごみを拾ったりとかいうようなことをした記憶もございますが、なかなか今の御時世、強要、強制というようなことが出てきて難しい部分もあるのですがとは言いつつ、何らかのことはやはり人口も減っております

ので、やはり地域の担い手としての職員が必要になってくる部分がありますので、口頭で啓発することももちろんですが、何らかのことは考えていきたいなどは思っております。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 答弁ありがとうございます。

総務省では、地方自治体において条例を定めるなどすることで、職員が特別休暇を取得し、地域貢献活動休暇を取得できるようルールを明確化しています。町内会自治会やNPO法人などの担い手の不足が地方で深刻化する中、兼業などによる職員の地域活動参加を促す狙いがあるとされていますが、本市のように規模が小さな自治体においては、こういった取組を積極的に推進することにより、加えて地域住民と密接なつながりを持つことによって、職員個々のスキルアップに、何度も申し上げますが、つながるものと私は考えております。これまでも何らかの形で取組は進めていることは承知しておりますが、改めてさらなる積極的な取組をお願い申し上げます。

次に、④の人事異動の関係になりますが、私は質問で申し上げたとおり、高度化、多様化する行政職員の業務においては、やはり専門的な知識を持った職員にその知識を最大限に発揮していただき、市民サービスに結びつけることが必要と考えております。ここ数年の人事異動の内容から見ますと、私はどうもそういった内容が感じられない部分もあろうかなと思っております。

20歳代、30歳代の若手の職員には、様々な部署で様々な経験を積んで成長してもらうことが必要と思いますが、40歳代から50歳代、場合によっては管理職の立場にある方が、これまで経験したことがない部署に異動するなど、異動した方も大変な思いをされていることと思っております。

私は年齢が若いうちに、ある程度の部署で経験を積んで、中堅職員には、例えば一つの例になりますが、この職員は管理部門に配属することで能力が発揮できる、政策部門に配属することで十分な能力が発揮できるなど、適材適所を見極めを行いまして、人事異動を行うことが必要と考えております。若手の職員の中でも入庁以来、何年も経過しますが、一度も人事異動を経験したことがない職員もいると思います。一方では、1年や2年で異動している職員もいます。その年の採用人数や退職者の人数に左右される部分もあろうかと思いますが、せめて中堅職員や管理職においては、その部署を管理する立場を考えると、そういった配慮が必要であり、まさしく市民サービスに直結するものと思っておりますが、再度、人事異動の考え方につきまして見解をお聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ただいま佐藤議員、本市の最近の人事異動の関係について、御指摘というか分析をいただいたところでございます。おっしゃることはもっともだと考えております。私自身も若い経験の浅いうちには、いろいろと広く市役所の仕事を覚えると、そして、その中で職員の性格、適性的なものを見極めた中で、次の年代のステップにと、そして管理職に向けて、どういったタイプの職種が合うのかということも見極めていけるのかなと、そういうふうな形で、当然私自身も現職のときにはそういった形で、人事異動されたのかなと思っております。

ただ、先ほどおっしゃられますように、最近の状況を見ますと、年度途中におきます若手職員、一度も人事異動を経験したことのない中で、諸事情により市役所を去られる方が増えていると。その方に対して、年度途中で補充というような形で採用試験等を行っているところでありますが、実際のところ、今時点で1人欠員が生じている状態でございます、今も募集中だ

と。そういったいろいろと現状の中で、考えていることは議員おっしゃられるとおりの部分ではありますけれども、それが現実としてできるのかできないのか、やはり総体的な役所、組織の中で、組織をどういうふうにつくっていくのかということ考えた中で、それが考えたとおりにいかないというのも現実としてあることについては、ちょっと御理解をいただければと。それに対しての努力が私ども足りないと言われると、そうかもしれませんけれども、頑張っただけでまいりたいなとそう思っております。

そして、先ほど地域との関係を言われてましたけれども、採用試験の面接のときに、議員おっしゃられるのと同じことを私ども面接するときに話しております。地域に入るのは、歌志内は特に求められる部分であると。それと、地域に入ることによって、職場以外の方との市民の声を生で聞くことができると。それは自分自身にとってのスキルアップである。それがひいては市役所、職場、歌志内市役所のプラスにつながるのだと、そういう話はさせていただいている経過がございます。

今後もそういったことで、職員の育成という部分を十分考えながら、適材適所も考えながら、人事の関係、当市で進めていきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 答弁ありがとうございます。

行政職員を取り巻く環境は、何度も申し上げますが、地方分権の進展などによる様々な制度改革により、以前と比べて本当に業務量が増大して大変な忙しい状況だと思っております。このような状況を考えると、以前、昔と同じような手法で取り組んでいては、課題解決にはなかなかならないのかなと思っております。各種制度がどんどん変わり、また、多様化する市民ニーズに的確に対応していくためには、プロフェッショナルな職員の育成、配属が必要と考えており、その時々状況に合わせて、副市長の答弁の中にもございましたが、柔軟な考え方を持った将来を見据えることが必要と私は思っております。

私自身、人事異動を経験した者として、言葉では職場の配属が変わる異動でございますが、異動を命じられる職員にとっては、公務員としての基本的な業務内容に違いがなくても、全く違う新たな仕事を行うなど、ある意味、私は異動ではなくて転職に近いものもあろうかと思っております。人事異動に関しましては、毎年度定期的に行われるものであり、ぜひ私がこのたび申し上げた視点も取り入れていただいた中で、取組を進めていただきたいと思いますと思っております。

次に、件名2の高齢者等の熱中症対策になりますが、昨今の夏の暑さは異常な状況でございます。質問の中でも申し上げましたが、単に暑いではなく毎年災害レベルの暑さと思っております。北海道の夏は、道外と比べて過ごしやすと言われておりましたが、今や暑さと合わせて湿度も高く、体調管理をしっかりしなければ、熱中症で倒れてしまうような状況であります。特に高齢者の方々においては、年齢とともに体力が低下しており、熱中症にかかるリスクも大きくなっているものと思っております。

①の一般家庭向けのエアコン設置に係る支援創設の関係ですが、先ほどの答弁では、歌志内市住宅改修促進助成事業ですか、これの拡充を検討するとの答弁でございましたので、ぜひ速やかに検討をお願いするところでございます。

②の関係になりますが、お年寄りの住まい、シルバーハウジングや高齢者専用住宅については、冬の除雪の関係やシルバーハウジングには生活支援員が配属されるなどして、お年寄りが安全・安心して生活できるよう整備されている住宅であります。夏の暑さも非常に危険な状況から、エアコンの標準装備についてこのたび質問させていただいたところでございます。

この件につきましては答弁で、今後どのような手法が入居者にとって望ましいか調査した上で、前向きに検討していくという答弁であり、繰り返しの答弁になろうかと思いますが、いま一度命に危険が及ぶおそれがある、北海道の夏の暑さも危険な状況であるといった視点を踏まえ、今後検討を進めるに当たり、そういった考え方を含めまして再度見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） この高齢者の熱中症対策という部分で、気象庁によりますと今年の夏もかなり暑くなると、北海道も例外ではないというお話になっております。

こういった新たな制度といいますか、新たな支援、こういったものを創設する場合、その創設したタイミングによりまして、その恩恵を受けられる方、あるいはその前に個人的に自分でエアコンを設置した、こういう制度があるのだったら一年待てばよかったとか、そういった話というのはよくあることとございます。そういった部分は新制度を創設する場合には、必ずそういったものはついて回るものですが、そこは割り切って前に進まなければならないと思っております。

まずは、高齢者の熱中症対策ということで、入居者がどのような制度を望んでいるのか、しっかりとよくお話を伺って取り組めることを見いだして進めていきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 前向きに、この関係についても進めることをお願いしたいと思います。

次に、③の町内関係などの施設のエアコンの整備の関係になりますが、各町内会館は災害時の避難場所に指定されている施設も多くあります。また、これらの施設はそれぞれの町内会活動の拠点として、また、市主催の各種事業などで町内会館が多く使われております。このような状況を踏まえて、各施設にエアコンを整備して、夏場の特に暑い日には、地域の方々の避難場所として活用していくことも必要と考え、このたび質問させていただきました。

再度お尋ねしますが、各町内会館などの人が多く集まる場所にエアコンを整備していくことを改めてこの場で提案させていただきますが、この件に関しても繰り返しの答弁になろうかと思いますが、差し迫って危険な状況であると認識していただき、その考え方につきましてお聞かせいただければと思います。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 町内会館におきまして、この質問に関しましては建設課が今私代表して答弁させていただきましたが、各町内会館の取扱いといいますか、設置された経緯というのが様々でございます。建設課でいいますと、家賃を頂いている町内会館もでございます。そういった部分では、家賃に賦課してとかいろいろな方法は考えられますけれども、これにつきましてもやはり町内会館は市、各町内会、自治会、皆さんが御利用される大切な施設でございますので、ここにやはり先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、バランスの取れたといいますか、公平性を保って取り組まなければならないと思います。庁内の中でも担当がといいますか、町内会館の取扱いに関しまして、複数の課にまたがる部分もございますので、そちらのほう、連携、情報共有を図りながら進めていきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 答弁ありがとうございました。

この件に関しましては、皆さんの記憶、私の記憶の中にもあるものでございますが、昨年開

催された町内会連合会との情報交換会の席で、町内会長から要望事項として意見があったものと記憶しております。その後、答弁では検討していくという答弁だったと記憶しておりますが、私自身は前向きな取組を期待しておりましたが、検討の経過を含めて一切お話を聞きしなかったことから、このたび質問させていただいたものでございます。

私は町内会長からの意見として、地域の課題としてお話があったものと思うことから、ぜひ前向きな検討をお願いするところでございます。なかなか予算の伴う部分もございしますが、命に関わる部分なので、本当に速やかな取組を改めてお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次に、件名3の柴田市長の市政運営についてでございますが、私自身は先ほど質問で申し上げたとおり、コロナ禍で思い描いた政策を進めることは困難な状況の中、答弁にもございましたが、市民の安全・安心を守るためワクチンの確保をはじめとして、学校給食費の無償化など多くの新規事業、また既存事業の拡充を図られてこられたことにつきましては、大いに評価されるべきものであると考えております。

先ほどの答弁では、引き続き市政へのかじ取り役を担うとの覚悟を決められ、次期市長選への立候補を表明されたところでございますが、最後にいま一度、再選を目指すに当たり、本市が抱える人口減少問題や基幹産業の創出など、本市における多くの課題解決に向けた市長の決意といたしますか、考え方を再度お聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） まず産業でございます。

今、露頭炭の採掘事業ということで、空知炭礦さんが行っているところでございますが、2026年12月をもってということで、火力発電所が廃止になるということでございます。しかしながら、露頭炭の採掘につきましては、その後の復旧事業ということで、雇用は若干少なくなりますが、そういう形で対応をしていくということを伺っております。また、現在、北海道電力さんでいろいろ検討している再生可能エネルギーの部分につきましても期待をしているところでございます。

雇用につきましては、令和5年度のデジタル田園都市国家構想総合戦略という部分の中でも新たに地方に仕事をつくるとか、また人の流れをつくる、そして結婚、出産、子育ての希望をかなえる、また魅力的なまちをつくるという、この四つの柱がございしますので、しっかりとこれに向けて対応を考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

また、人口減少問題、2050年には838人という数字でございますが、先ほど松井議員さんのほうからもいろいろ御指摘、御意見を頂いたところでございますが、当市の戦略につきましては、838人ではなく、それを上回る設定と今現在になっているところでございますから、今後さらに人口減少を抑止しながらまちづくりを進めていかなければならないと思っております。

現在の数字でいきますと、限界集落、いわゆる人口の50%以上が高齢者、65歳以上ということでございます。通常でいきますと、道路の維持管理や社会的な共同生活、こういった部分の維持が困難であるというまちを限界集落ということでございますが、兵庫県のあるまちでは高齢化が進んでおりますけれども、非常に地域の方が参画をして、地域活動をされているということで、まさに先ほど佐藤議員がおっしゃったように、市の職員も積極的に参画して、いわゆる限界集落を超えるようなパワーでまちを維持しているということを伺っております。そのまちも、70歳、80歳の方がまちづくりを進めているということを伺っておりますので、数字上の限界集落でございますけれども、地域の皆さんが協力的にまちづくりをしていけば、

まだまだ元気あるまちだと思っております。現在も18の町内会があるということ自体が、私たちはすごい活動を皆さん継続されているのかなと思っております。そんな中で待ったなしでございますので、ソフト・ハードを含めて進めていかなければならないと思っております。

また、公共施設等の整備、総合計画という中で14万平方メートルの床面積を持つ当市におきましては、改良住宅、空き家等も約30棟ございますので、また、公共施設も含めて集約をしていかなければならない、いわゆる人口規模に合う床面積にしていかなければならないということで、そういったことも念頭に置きながらまちづくりをしていかなければならないと思っておりますので、今後も気を緩めることなくそういった形でまちづくりを進めていかなければならないと思っております。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 答弁ありがとうございます。

いまや本市を取り巻く状況は、市長の答弁の中にもございましたが、人口減少問題をはじめとして、露頭炭採掘事業の休止予定、炭鉱閉山後の基幹産業の創出が見いだせない状況が続くなど、本市には非常に大きな課題が山積みとなっております。それらに対応すべく、認定こども園や義務教育学校の開設、ダ・マルシェの開業、今年から工事が始まる予定の児童センター等一元化施設の建設など、柴田市長をはじめとして、元職、前職の方々を含めまして、歴代の市長は何かまちを活性化させよう、人口減少に歯止めをかけようと懸命に努力されてこられました。しかし、根本的な解決策が見いだせない状況から現在に至っているものと私は感じております。

このような現状から、私は本市を取り巻く状況を考えると、市民みんなで一致団結して、行政と議会が両輪となって、共に汗を流し、共に意見を出し合って、オール歌志内での取組を進めなければ、今後より一層に厳しい状況になるものと危機感を感じております。特に人口減少問題においては、これまでの手続や手順を踏襲することも必要ですが、トップに立つ方が強いリーダーシップを発揮して、スピード感を持って取組を進めなければならないものと認識しており、また、この変革期を乗り越えるには、誰もが危機意識を共有した中で共通認識で取り組むことが重要と私は思っております。

私自身も30年間、市役所職員として、ふるさと歌志内のまちづくりに微力ではありますが、まちの活性化に向けて頑張ってきたつもりではありますが、決してほかの人の否定をするものではございませんが、私自身は、正直、結果や成果に結びついていない現状を踏まえ、あのときにこういう方法で取り組んでいればよかったなどと考えることが今になって多くあります。日々そういった反省も踏まえて、市職員から立場が変わりましたが、日々の議員活動において市民の方々に接しているところでございます。

少し私ごとになってしまいましたが、柴田市長におかれましては、先ほど申し述べた視点も考えていただき、また、10月までの残された任期中においては、1期目の集大成として、コロナ禍で出遅れた部分もありますが、少しでも多くの公約の実現に向けて積極的な取組をお願い申し上げるところでございます。

以上をもって、私からの一般質問を終わらせていただきます。このたびはありがとうございました。終わります。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さんの質問を打ち切ります。

ここで13時10分まで休憩といたします。

午後 0時10分 休憩

午後 1時08分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続けます。

質問順序3、議席番号6番、女鹿聡さん。

一つ、下水道受益者負担金について。

一つ、補聴器購入助成事業について。

一つ、骨髄ドナー助成事業について。

一つ、自衛隊による住民情報提供について。

以上、4件について。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 通告書に従いまして、4件質問したいと思います。

まず1件目、下水道受益者負担金についてでございます。

下水道受益者負担金は下水道の維持に関して広く負担する制度で、下水道管の敷設により土地の資産価値が上がることなどから、土地に一度だけ負担金が発生し、歌志内の場合はほぼ市内全域が該当すること、これは理解しております。

そこで、令和5年12月の議会で、市の分譲地における受益者負担金について質問を行い、「公的な土地については減免というものがございまして、既に一般会計から受益者負担金を頂いている土地」と答弁がありました。

改めて、条例と施行規則を読み返し、減免の手続を確認しましたが、納付書が届いてから減免の申請を行い決定をする旨記述があり、この関係の書類について開示請求を行いました。そういった書類はなく、また併せて、受益者負担金を受領している土地のうち、市有地について管理している台帳も請求しましたが、既に廃棄しているとのことでした。その理由が、下水道の供用を開始している地域、これはほぼ全域が該当していますが、全ての土地で受領済みであり廃棄したと説明を受けました。

このことから、12月の答弁に誤りはないことで間違いないのかお聞きします。

また、先の説明の中で、管理している書類や台帳がないものだと思うが、全て廃棄してしまい、ないということなのか伺います。

2件目、補聴器購入助成事業について。

補聴器購入助成については、道内を見ても歌志内市はありがたいことに早い段階での導入に至っています。

現在2年が経過し、事業的にも住民周知がされ始めていると思います。そこで、事業開始から現在まで、本助成事業を利用された人数は何人いるのか伺います。

3件目、骨髄ドナー助成事業について。

3月定例会において、骨髄ドナー助成事業の質問を行いました。答弁では、道段階からの指示があるので、その指示を受けてから話を進めるとのことでしたが、今現在どこまで話が進んでいるのか伺います。

最後、4件目、自衛隊による住民情報提供について。

昨年9月議会において、自衛隊名簿情報提供について、本市では個人に確認することなく名簿の提供を行っているとの答弁がありました。このことは、個人情報保護やプライバシー侵害など、多くの問題を抱えていることから、本人の同意なしで個人情報を提供するのは間違っ

いると言わざるを得ません。

そのため、赤平市のように、対象者全てに除外申請があることを通知することが望ましいと思いますが、昨年的一般質問以降の対応はどのようになっているか伺います。

以上です。

○議長（本田加津子君） 理事者答弁、佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 私のほうから、件名1、下水道受益者負担金について、御答弁申し上げます。

下水道受益者負担金につきましては、条例及び施行規則に基づき事務処理を進めてきておりますので、12月定例会での答弁につきましては、基本的には誤りはありません。

また、減免申請に係る書類につきましては、書庫を探し求めましたが、突き止めることができませんでした。台帳につきましては、表表紙と背表紙に、「下水道事業受益者負担金台帳」と記載された簿冊はありましたが、平成30年に決定したもののみが保存されておりましたので、それ以外のものは、歌志内市事務取扱規程の「保管、保存及び廃棄」の規程に基づき廃棄されたものと判断しております。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 私のほうから、件名2と件名3について御答弁申し上げます。

まず、件名2の補聴器購入助成事業でございます。

これまでに補聴器購入費助成を受けられた人数につきましては、令和4年度が10人、令和5年度が6人、令和6年度は現在のところ3人という状況でございます。

続きまして、件名3の骨髄ドナー助成事業についてでございます。

4月に北海道から令和6年度骨髄ドナー助成事業費補助金交付要綱を告示した旨の通知がありました。現状においては、具体的な事務作業には入っておりませんが、今後、他市町村の制度内容も参考にしつつ、制度の創設に向けて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 私からは、件名4、自衛隊による住民情報提供について御答弁申し上げます。

昨年9月定例会の一般質問において、議員から御質問がありました事項であり、ほかの市の動向を見ながら、引き続き検討していきたい旨、御答弁させていただいたところです。

自衛官等募集事務に係る対象者情報の提供につきましては、法律上特段の問題を生じるものでもないことや、その後、国からも現状の解釈変更についての通知がないこと、現在まで対象者からの問合せもないことや、除外申請に対する事前通知を実施していない空知管内の市町についても、引き続き検討中であることから、本市についても引き続き検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 再質問に入りたいと思います。

まず、受益者負担金についてでございます。

昨年の12月の定例会の答弁については、基本的に誤りがないということでした。今回、通告書のほうに資料として添付させてもらったのですけれども、その説明もしながら質問してい

きたいと思います。

まず最初に、矢印書いていますけれども、流れ的にはこういう形かなと思っております。市有地が始まりとなると思っております。分譲地の流れは図のとおり、このとおりだと思えます。一筆の土地、これは公共の用に使用していたものを含みますが、これを区画整理して、いわゆる分筆、そして土地開発公社があったときは、そこへ所有権を移転して個人へ売買、また分筆後、市から個人へ売買となると思えます。

そこで、12月の議会の答弁にもなりますけれども、市長は公的な土地については減免というものがございまして、既に一般会計から受益者負担金を頂いている土地と答弁がありました。また、今日の質問においても、先ほどの答弁においても、間違いがないと答弁を受けております。

こうなると市有地を区画整理して分譲した場合、現在は2パターンの存在があるのではないかと私は考えておりました。その2パターン、AとBとして説明をしたいと思えますけれども、Aのパターンとしては、①市有地のところですね。ここの段階で減免または負担済みであるが、③、④ですね。③は土地開発公社への分譲地を渡したとか、そういった形になります。④は個人所有の方々、家を建築する人たちになりますけれども、③並びに④で支払いが発生して、③で支払いを行わないことから、④が支払いを行っている土地となります。ごめんなさい、間違えました。もう一回言います。

2パターンあって、AとB説明します。Aのパターンとして、①の段階で減免または負担済みのために、③、④では支払いが発生しない土地と、Bのパターンとして、①の段階で減免または負担済みである。③、④で支払いが発生して、③で支払いを行わないから、④が支払いを行っている土地となると思えます。双方、①で減免または負担済みということで、相違はないと思えます。その取扱いの大きな違いとして、12月の議会のときに、土地の売買契約書を確認しましたけれども、受益者負担金が売買代金に含まれている旨の記載はなかったので、ここで改めてもう一回確認しますけれども、受益者負担金について、Aのパターン、Bのパターンが存在していると思っていましたけれども、先ほどの答えも、12月の市長の答弁も、下水道の受益者負担金の条例、規則を見ても、本来は市有地に関しては、分譲をしたものに関しては、徴収しないというのが正解だと私は思っているのですけれども、その辺の認識をもう一回確認したいので、お願いしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 先ほども答弁申し上げましたが、12月の答弁で基本的には誤りはありませんという話ですが、ただ、双方で認識不足といいますか、そごといいますか、まず今、図の説明をいただきました。私ももう一度確認させていただきますが、まずAのパターン、①の段階で減免を受けているために、③、④では受益者負担は発生しない。Bのパターンは、①の段階で減免を受けているのに、③土地開発公社ですが、ここが支払わないために④で支払いを行っている、こういった解釈かなと認識しておりますけれども、基本的に市有地が減免というお話がありましたけれども、この①の段階で市としては減免を受けている、あるいは受益者負担金を頂いているものと、受益者負担金を徴収していないものがある、その2パターンがあると私は認識しております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 条例と規則を見ても、そういうふうな取るところと取らないところの差異というのは、どこにも書いてないのですよね。

答弁からいくと、今答弁もらいましたけれども、12月の答弁も誤っていないとなると、A

のパターンで、一番最初に市有地に関しては、市が立て替えて払っている、立て替えているというか、もうお金を払っている、ないしは一般財源から払っている。そうすると、平成4年以降の土地、市有地を買った人たちに対しては、徴収というのはされないということですよ。払わなくてもいいということですよ。そういうことだと思うのですけれども、そこで払う払わないという差異が出てきていると思うのですけれども、それに対しての違いというのはどこにあるのですか。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 具体的な例で申し上げますと、前回、旧西小グラウンドの分譲のお話が出ていたと思います。そこは既に一般会計のほうから下水道会計のほうに受益者負担金を徴収していると、そういった答弁があったかと思います。もう一つ例を挙げさせてもらいますと、本町地区、場所と言いますと、今のこもればの杜の前辺りにある住宅、あれが分譲をしていた経緯があるのですが、建設課にありました地籍簿をずっと私たどって探りました。元といえば空知炭礦の土地で、そこから市が買い取り、そこから土地開発公社のほうに渡って、それから個人にとなっているのですが、その段階で受益者負担金を取っていないという部分がありますので、その個人から受益者負担金を取っていたという、そういった部分が経緯としてあると思います。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 最終的には市の市有地として、宅地にして売りに出している、売買する形に多分なっていると思うのですけれども、それをもらわない、もらうというところに差異が出てくると、この受益者負担金の条例だとか規定に、そういった差異があるということは一つも書かれていないので、先ほどの答弁にもあったように、条例及び施行に準じてやっているということなので、その差異が出るというのは、この場所でもらって、この場所でもらわないという差異が出るのはおかしいことになるのではないですかね。

市有地としてほぼ宅地としてやっているのであれば、そうならばもう最初に宅地として、市有地として、もう既に市が何らかの負担をして、もうもらわないという、もう一遍としてもらわないという話が本来の形なのではないかなと私は思っているのですけれども、その辺はどうかのでしょうか。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 先ほども申し上げましたけれども、旧西小グラウンドの場合は当時まだ分譲の話はなかったと思いますけれども、そのときに本管が入ったその段階で、科目で言いますと、学校施設ですので教育費、教育費のほうから下水道会計のほうへ受益者負担金を頂いていると。もう一つの例を挙げた本町地区につきましては、空知炭礦から市が買い受けたときに、既に分譲するという構想計画があったと思われます。その段階で土地開発公社に移って、個人に売るときに受益者負担金も合わせて取ると。合わせてといますか、取る側は土地代と受益者負担金とは別々に取るのですけれども、そのときに徴収するという、そういう流れかなと思います。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） それは、徴収しているところがあるということですよ。そういうことですよ。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） そのとおりでございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） そうなると、この条例の規定からいくと、そういうふうに徴収してくださいということには書いてないのですよね、いろいろ見ましたけれども。そうなると、市で一回負担しているところに、もう一回、家を建てる人、土地を買った人がお金を納めているのであれば、二重納付になるのではないかなと思うのですよね。その辺の認識を聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 今の議員の質問は、このBパターンの話だと思うのですが、徴収しているという部分では、受益者負担金を当初取っていないから、個人に求めたということでございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） でも、市有地に一回しているのですよね。市有地にしているのであれば、市が一回負担するということですよね、この条例と規定は。どこにも一回も変わっていないので、市が持ったものに関しては、市が一回お金を払って、受益者負担金となるのかな、そういうのを払っているということですよね。そういうふうな認識だと思いますよ。なぜなら、条例と規則にそのこと以外、別々書いてないです。お金を徴収するということは書いてないのですよね。それは、市有地はもう先に市のほうで払っている、一般財源から充てて払っているということで、④の個人の方々からお金をもらわないということですよね。それをもらっているということですよね、多分。そういうことですよね。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 先ほども申し上げましたが、その本町地区の部分につきましては、空知炭礦株式会社から市が買い求めたときに、もう既に分譲するという、そういった計画の下、市有地として受益者負担金は取っていないものと思われまして、したがって、何度も繰り返しますが、個人に渡る段階で受益者負担金を徴収したと、そういう流れだと思います。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） そうしたら、条例、規定から見て、どの部分でそれが当てはまるのか教えていただきたいのですけれども。

○議長（本田加津子君） 暫時休憩します。

午後 1時29分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 失礼いたしました。

今の条例の規則のどこなのだというお話であります、本町地区の市有地になった段階で取っていないというお話ですけれども、当時、空知炭礦から譲り受けたときは、まだ本管が整備されていない、受益者負担金を取る段階にはなかったということでございます。分譲をする段階で整備された、それで徴収したということになります。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 下水管が引かれて、そこで初めて市有地として宅地だということで売りに出したということだと思うのですけれども、そのときにもう既に市が負担しているのではないですかという話ですよ、堂々巡りで。そうなると、二重にもらっている可能性があるかと。

今、課長、本町と言っていましたけれども、文珠のほうでもないですか、そういうの、徴収しているところないですか。

私、何件か聞いて歩いて、平成4年以降の市有地の宅地になったところを買った方々のところに行って聞いてきましたけれども、受益者負担金払っているよという方、いらっしゃいましたよ、実際。そういった認識、それは完全に二重に徴収しているのではないかなと、私は思うのですけれども、その辺、もう台帳も何もないというので分からないと思いますけれども、必ず多分払っている方が覚えているし、その分払ったものを返してもらっているという認識もどこにもないので、払った状態になっていると思います。そういった方々のために、二重に徴収していればですよ、そういった方々にはきちんとお金を返さないと駄目だと思うのですよね、市の義務として。それについてどうか聞いておきたいです。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 受益者負担金は1回きりの負担ということになります。平成2年から受益者負担金を支払っていただくということで、供用開始平成4年ということになっております。したがって、受益者負担金は一度限りということで、例えば前回の西小学校を例に取りますと、あそこはグラウンドでございましたので、そのときに取るためには全額免除ではなくて、学校用地とかいろいろ区分がありまして、条例の規則で載っております。その規則に基づいて取っていただいておりますので、個人から取るとなると、下水道事業としては2回取るということになります。今、本町のお話でございますが、本町は受益者負担金がかけていなかったということでございまして、炭鉱の土地から開発するというので分譲したと。したがって、分譲するとき分譲して土地を購入する方に受益者負担金を払ってもらおうと。それは1回限りでございますので、どちらも1回限りということで、二重の支払いを求めるということは行っておりません。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 市長の認識は二重に取っているところはないということだと思うのですけれども、実際に平成4年以降、宅地分譲して家を建ててもらった人に聞くと払っているという人がいるのです、実際。そういう方々は二重に納付していることになるのですよね。そういった方々をきちんと整理していただきたいのですよね。それで、もしですよ、本当に二重に間違っただけで徴収しているのであれば、早急に返す必要があると思うのですけれども、その辺きちんとちょっと調べていただきたいのですけれども、いかがですか。

○議長（本田加津子君） 暫時休憩します。

午後 1時35分 休憩

---

午後 1時35分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

川崎建設課主幹。

○建設課主幹（川崎弘樹君） 文珠の土地の関係ですけれども、もともとJR跡地ということで、JR跡地も同じ土地開発公社が買い取って分譲したところで受益者負担金が発生したものだと思われています。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） そうしたら、市有地として分譲したのではなくてということによろしいのですか。

○議長（本田加津子君） 川崎建設課主幹。

○建設課主幹（川崎弘樹君） 土地開発公社で分譲していると思います。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） そうなると、市有地として、その土地開発公社に渡しているということだと思います。この図の①、②、③の流れになると思うのですけれども、土地開発公社に市から渡していても、そこでは多分発生しないですよ。一番最初に市で受益者負担金、負担する、一般会計から入れるということなので、そこでも多分終わっていると思うのですよ。終わっているけれども、その文珠のところはお金を払っている人もいるということなのです。それはおかしくないですかということです。

○議長（本田加津子君） 川崎建設課主幹。

○建設課主幹（川崎弘樹君） 先ほどと同じ答弁になりますけれども、下水道の供用開始は平成4年から始まっています。平成4年からその分譲地も同じタイミングでそういうことになっておりますので、やはり個人から取るような形、市からは二重払いしていないということですから、個人から取っているという形で行っているということでございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 市の土地、市有地ではないということなのですか、そうしたら。文珠のほうに関しては、市の土地ではないから、民有地として出したから、買った人はお金を払ったという形なのですか。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 繰り返しになりますが、1回きりなのですね、受益者負担金。ですから、JRの土地のときには賦課してなければ、市有地になった段階で分譲して頂くと。それが1回きりでございます。ですから、2回頂くというのは基本的には、基本的にというか、ありません。ただ、土地を、これはまた違う問題ですけれども、土地を誰かに売るときに、自分が受益者負担金を払っているので、土地を売るときに、土地と受益者負担金の分でこれだけで売りますよという取引はありますけれども、市が二重に取るということは決してございません。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） いや、それは分かっているのです。

市有地として一回納めて、それで売りに出しているのですよね、恐らくね。そのときに、もう既に市のほうで市有地としてなったときに、もうお金、受益者負担金はそこで払われて、一回払われているので、次土地を買った人にはもう負担しなくてもいいですよ。減免なり何なりしているから払わなくていいですよということだと思うのですけれども、それを払っている人がいるということなので、その辺きちんと調べていただきたいのですよ。どういうふうに、帳簿、台帳がないので、契約するところから、契約したとか、そういう台帳は多分残っていると思うので、各土地のね。それで調べていただきたい。民有地だったから、その人たちは民有地として買ったという認識ではないと思いますよ、多分。市有地として、宅地になってそれを買っているはずなのです。一番最初に言いましたけれども、市の土地はほぼほぼ市有地ですので、そういう形で売りに出しているのであれば、市がもう一回最初に、何回も言っていますけれども、一回負担しているのです、土地を購入した人たちには負担しなくていい。それは分かるのですけれども、それを負担している人がいるので、それをきちんと調べてください。いるのであればきちんと、二重徴収になっているので、返金、還付しないと駄目だと思うのです。それをきちんと調べてくださいということなのです。それを12月の議会に言っていたつもりなのですけれども、そうではなくて話が変わっていて、認識が違うのではないですかということ

を言われましたけれども、条例と規則から見ても何も変わっていないので、市の持っていた土地に関しては、そこでもう受益者負担金は一回終わっているはずなので、それをもらっているのであれば、土地を購入した人からもらっているのであれば、きちんと調べて戻していただきたいということです。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 調べることはしますが、下水道事業は非常に長い年月かかって本管敷設をしておりますので、例えば平成4年にやっている工事、例えば昭和56、7年ぐらいからたしかやったと思いますけれども、非常に長い年月かかっておりますので、一気に市有地を全部もらうということはしておりません。市有地、個人も含めて、市の減免も含めて順番にやっておりますので、そこでまだもらっていないところはもらうということでもありますので、全部一回かけて次市有地を売って、そこを個人からもらうというようなことは、きちんとその時点で確認しながらやっておりますので、そういうことはないとは私は認識しておりますけれども、今そのような案件があるのではないかということに関しては確認はしますが、そのような順序を追ってやっていると。賦課もそうでございます。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 順序を追ってやっていると書いていても、ひもとく台帳だとかそういうのがないという答弁をもらっているんで、きちんとどういうふうになっているかというのが分からないと思うので、契約したときに、1軒1軒もう行って、どういうふうな状況だったのかというのを確認する必要があると思うのですよ。もしこれが本当に二重で徴収しているのであれば、間違って徴収していることになるので、きちんと調べていただいて報告していただきたいと思います。よろしいですか。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 調査は今後続けたいと思いますけれども、女鹿議員が今おっしゃられているのは、先ほど川崎主幹のほうからJR跡地というお話をしました。それから市が譲り受けたといいますか、買った段階で、その時点で市として受益者負担金を払っているのだろうと、そういう解釈でございますよね。なので、その後土地開発公社なりに渡って個人に渡ったときに、受益者負担金を徴収するのが二重徴収ではないかという、そういうふうに理解いたします。その辺はちょっと時間はかかるかもしれませんが、何せ台帳等が今のところ見当たらなかったという、恐らく破棄されているものだと思っておりますので、また違う何かの書類をあるのかないのか調べていきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 台帳だとか破棄したということで答弁をもらったのですが、これは歌志内の事務取扱規程の中であって、たぶん10年とかという形のもので多分破棄されているのだと思うのですが、これは土地に関するものなので、永年に保存しないと駄目だと思うのですよね。もしこの受益者負担金がきちんともう終わっている、終わっていないという手続きが分かる書類がないと変な話、これから歌志内合併しますとかという、話がちょっと大きくなりますけれども、合併しますと、そういうふうになったときに、合併したときにその土地の受益者負担金はどういうふうに処理されていたのだというのが全然見えませんよね。本来なら処分しないで永年で保存して、こういった質問が出るときにも、きちんと的確な答弁をいただけるというものが筋なのではないかなと思うのですが、それを10年たったからもう要らないと言って投げているのであれば、それはかなり市のほうの保管義務としてかな

りずさんなものだと思うのですけれども、今、佐渡課長、建設課長になってまだ3か月満たないのであれなのですけれども、大事なものを保管、管理するということが全然されていない気がするのですけれども、その辺の認識をちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） これは建設課に限らず全庁的にそうですけれども、歌志内市の事務取扱規程に文書保存年限というものがございます。その中に永年に属するもの、10年に属するものという部分がありまして、申し上げますと、10年に属するものは、「法規によって処理した主な書類、決算の認定を終った金銭、物品に関する書類、その他10年保存の必要があると認める書類」となっております。この部分で処理されてきたかと思います。また、先ほど台帳はもう既に見当たらないというお話ししましたが、過去に市の定例監査のほうにこの書類を出していたという経緯は発見することができました。この中では、やはり10年というふうになって、適正に監査のほうも通っていることが確認できたところでございます。

ただ、今議員おっしゃられたように、永年に属するものという部分で、その土地に関係するものとか、台帳がどうのこうのという部分は詳しく明記はされていませんけれども、「その他重要にして永年保存の必要があると認める書類」というのが永年に属するものの中にあります。そういった部分を考慮しながら、今後は適正な事務保管を努めてまいりたいと思います。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 人の財産に関わる問題の書類ですので、永年に属するものはアからスマであって、これのケのところ「財産、営造物及び市債に関する重要書類」、書いていますよね。ほかにも「重要な事業計画及びその実施に関する書類」、これは下水道事業に関する重要な書類だと思うのですよね、受益者負担金というのは。それを永年にしないで、10年で廃棄しているというのはかなり認識として間違っているのではないかなと思いますので、廃棄したものはもう出てこないと思いますのであれですけれども、きちんとその辺、台帳、帳簿、そういうのが残されるようにやっていただきたいと思うのですけれども、今後本当に10年たったからなくなった、廃棄したということにはならないと思うので、その辺の対応を本当にお願ひしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ただいま女鹿議員のほうから、歌志内の事務取扱要領に基づきます、その保存年限の部分、文書の保存年限の関係でお話がありました。

先ほど、文書の保存年限及び区分、第32条の中のケですか、「財産、営造物及び市債に関する重要書類」、このことを先ほど申されておりましたけれども、この部分に関しましては、個人、市民という形ではなくして、歌志内市が有する財産、そのような形で解釈すべきものと、私はここでは考えております。

それから、確かに受益者負担ということで、土地の部分だとか、そういった財産的な部分が、この10年保存でいいのだろうかということの御指摘いただきましたけれども、この10年に属するものの中に、アとして「法規によって処理した主な書類」ということがございます。法規によってということは、法律、条例、規則、これらに基づいて、正式に処理をされた、先ほど佐渡課長のほうからもありましたけれども、当然市の監査も通った、そういったしっかりとした処理がされたものについて、それを10年間保存して廃棄したと。そういう部分に関しましては、私どもは適正な文書の管理をしていると、そのように認識してございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） こういった問題になったときに、書類がないから困るのですよ。私の認識が違っている、違っているのだったら、こういうことで手続して、もらいました、もらってませんと言ってもらえるのでしょうかけれども、それがなくて、その書類がないのですよね。10年たったからないのですよね。その書類があれば、もうちょっとこの話も前進していて、もしかしたらここで終わっている可能性があるのですけれども、その書類がないがために、もう一回きちんと調べてくれと。それで、二重に徴収しているのだったら、きちんと返してという話をしているので、こういうことにならないようにしていただきたいと。そんな簡単に人の財産の要するもの、分かるものがきちんと適正に処理されたからといって、10年で、よし、これ投げても大丈夫か、廃棄しても大丈夫かではなくて、こういった問題が起こり得る可能性もあるので、きちんと保存していただいて、きちんと分かるように、このときにこういうふうだったというのがすぐ分かるように、佐渡課長、新しく建設課長になったばかりなので、この問題を取り上げるのも大変、答弁するのも大変な立場だと思いますけれども、そういった課長さんたちの答弁するアイテムとしても使えるわけですよ。こういう書類があるので、こういうふうな処理を行ってやりましたという、説明してもらえれば、私も納得できるのですけれども、その書類がもう一切なくて、それで下水道の条例規定を見て、柴田市長の答弁を聞いて、払わなくてもいいところに払っている可能性があるのも、きちんとした書類は残しましょうねという話です。その辺、もう一回繰り返しになるかもしれないですけれども、もう一回見直して下水道の二重徴収になっていないかどうか、もう一回早急に調べていただいて、対応を願いたいと思いますけれども、市長、いいですか。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 二重徴収ということでございますけれども、きちんとした4期にわたって5年間で納めてもらうということになっておりますので、一度払った方がもう一度20回で払う納付書が来た場合には、普通はこれは一度払ってますよとか、何でしょうかねということになっていると私は思っています、二重取りというのは、二重に請求を求めるということは今までないと私は認識しております。したがって、倉庫の確認はしますけれども、書類はもう処分しておりますので、ないと思いますけれども、何らかのヒントになる部分があれば、それでまた証明はできると思いますけれども、そういうことで二重の支払いを求めるようなことはしておりませんので、ここでそのように答弁させていただきます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 早急に調査のほうをしていただいて、何らかの形で委員会なり何なりで報告も願いたいと思います。この受益者負担金に関しては、まだちょっと聞きたいこともいろいろあるので、また次回やりたいと思いますけれども、ぜひこの辺よろしくお願ひしたいと思います。

2点目の補聴器助成についてでございます。これは今年度を入れて9人ほど助成事業を使っているということですが、これは今年度の予算少し減っているはずなのですよ。その減らした理由をちょっと聞いておきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 予算額につきましては、年度開始の4年度のときにつきましては、初めての事業ということで、多めに取って足りなくならないようにということで配慮した結果でございます。その後4年度が終わりまして5年度と続く中で、制度というものが落ち着いてきていて、その人数から実績に基づいて予算計上してきたという内容でございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 4年度と5年度で利用している方々が若干少し減ってきていると。利用できる状況の人と利用できない人の状況というのも多分多々あると思うのです。その中に、医師の診断の部分で40デシベルというレベルがあって、それに対しての助成できる、できないというがあると思うのですけれども、その40デシベルというハードルがちょっとネックになっていて、使いたいけれども使えないという人も実際いらっしゃいます。私のところに電話が来るので。お医者さんのほうに話をしても、お医者さんほうそは書けないので、きちんとした数値を書くということなのですけれども、やはりその40デシベルという値が今のところ本当にそれが妥当なのかどうなのか。それが少しでもクリアされれば、また4年度と同じ10人、ないしは5年度より倍になって12人だとか、そういったことも考えられるのかなと思うのですけれども、その辺検討、まだ始まったばかりですけれども、そういった検討もしていただきたいと思いますと思うのですけれども、どうですか。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） まだ確かに制度始まったばかりということでございます。ただ、制度開始のときに何デシベル以上が妥当なのかということで、どのくらいの目安で公費をもって行うものだろうということを種々検討した結果、日本全国各自治体行っておりますけれども、やはり支障が出る40デシベルというものが圧倒的ということでございますので、こういったフレームで制度設計させていただいたということでございます。

今後につきましては、今確かに補聴器助成する自治体が年々増えてきてございます。そういった自治体がどういうふうな感じで、水準ですね、どのくらいの水準が適正かというのがまた今後社会的に出てくるかと思いますが、そういった情報を取り入れながら、果たして40デシベルが正しいのかどうかというものは今後検討していきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ぜひちょっと検討していただきたいと思います。40デシベルが妥当なところなのか。あと3万円という助成金額が本当に妥当なところなのか。ほかの地域見ても3万円以上助成しているところもありますね、実際ね。そういったところを多くしてもらえれば、よりよい補聴器が買えるということもあると思うので、その辺の検討も進めていただきたいと思います。

市長にお願いがあります。国としては、この補聴器というのは認知症予防につながる大事なアイテムだという認識もされています。各自治体いろいろやり始めましたけれども、やはり市長会だとかそういったところに行って、補聴器の助成を国もやってくれと、やってもらえれば、自分たちの負担が少しでも減るといふ訴えをしていただきたいと思います。その辺どうですか。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 認知症予防にも寄与するということでお話がございました。まさにそのとおりではないかなと思います。やはり会話を通して、いろいろな方と触れ合って健康になっていただくということでございます。よく理解できます。

全国市長会等の会議等で、補聴器の助成の制度といいますか、そういったことについては、状況に応じた中でお話をさせていただきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ぜひ国が率先してやってもらえれば、私たちの自治体で出すお金というのは当然減るので、その分違うところにお金を回せるということになるので、ぜひ各自治体がやってるからいいではなくて、国が責任を持ってやっていただければ、そういった予算のつけ

方、そういったことを市長会に訴えていただきたいと思います。

4 件目の自衛隊の情報提供についてでございます。

これは去年質問して、対応は変わっていないよということによろしいのか、聞いておきたいと思えます。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6 番（女鹿聡君） やはりこれは、ほかの除外申請あるよというのを出していない自治体の動向を見るのではなくて、もう出している自治体の先進的な事例を見て対応するべきだと思います。

やはり個人情報のプライバシーの問題だとかいろいろある中で、言われている中で、それを行政が選択肢としてあるにもかかわらず、それを当事者に言わないで、何も言わないで情報を提供するというのは、やはり危険なものだと思いますので、ぜひやっているとところの先進的な事例を見て、今年、来年になるのかな、次やるときは、情報提供するときは、そういう除外申請がありますというのを出していただいて、対応していただきたいと思いますけれどもいかがですか。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 除外申請に対する件でございますけれども、基本的には我々、法律上特段の問題を生じているものではないという国からの解釈に基づいて仕事をしております。

配慮なりの除外の申請という話でございますけれども、もちろんお気持ちも御理解はいたしますけれども、似たような行政のほうから、あるいは行政が例えばお願いした団体等から、いわゆる通知でしょうからダイレクトメール的なものが届くほかの案件等もございます。そのときに、それら全てに対して除外申請をするのかという問題もちょっと出てくるものですから、これだけを特別に除外申請をするのはいかがなものかなという部分もございまして、なかなか他の市町と話したときにも、引き続き検討していきましょうというところでとどまっているというのが現実でございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6 番（女鹿聡君） 市から送ることができるものだと思いますので、それを一筆書いて、歌志内のその該当者は絶対数少ないと思います。多いところ、札幌でさえ出しているのですよね。この除外申請ありますというお知らせはしているのですよ。やはり人数多い少ないで考えては駄目だと思うのですけれども、やっているとところを見習って、取りあえずそういうことありますよという、市から提供できるものは提供してやっていただくということが一番だと思いますので、ぜひ次回そうなるときには、この除外申請ありますという通知を一緒に出しましたよというのをお答えしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

これで終わります。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さんの質問を打ち切ります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時05分 休憩

---

午後 2時14分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

質問順序4、議席番号7番、下山則義さん。

一つ、空家対策特別措置法の取扱いについて。

以上、1件について。

下山則義さん。

**○7番（下山則義君）** 下山でございます。それでは、これから私の一般質問をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

件名1であります。空家対策特別措置法の取扱いについてからの質問であります。

質問内容でございますが、①改正となった空家対策特別措置法が令和5年12月13日に施行され、当市の関係条例である「歌志内市建築物の適正管理に関する条例」との関係性から事務の取扱いを見直す必要があると思っております。

そこでお伺いいたしますが、ア、改正前の空家対策特別措置法の施行下において、「歌志内市建築物の適正管理に関する条例」を制定し、この条例を基に歌神の空き家の対策を行ってきたと思っております。この空き家に関しては、全てが解決していないことと不透明な事務処理が存在しており、今後の対応、つまり改正後の空家対策特別措置法において、どのような処理をしていくのかお伺いをいたします。

イであります。歌神の空き家の対策は、改正前の空家対策特別措置法の「空家等」また「特定空家等」でないことは既に回答をいただいております。

また、「歌志内市建築物の適正管理に関する条例」の事務管理の範囲で応急対策を実施してきたことも回答をいただいております。

この空き家に対する事務管理につきましては、崩落を防ぐ目的の下、危険箇所を対応してきたものと思っておりますが、その実態は解体相当であり、その費用回収についても質問をしてきました。この空き家の事務管理を行ってきた中で、費用回収に貢献できるもの、つまり財産価値があつて売却することで費用に充当できるものがあつたと思っております。この部分の対応についてお伺いをいたします。

以上、件名は1件で質問内容は2件でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（本田加津子君）** 理事者答弁、佐渡建設課長。

**○建設課長（佐渡憲博君）** 私のほうから件名1、空家対策特別措置法の取扱いについて御答弁申し上げます。

初めに、アの今後改正後の空家対策特別措置法において、どのように処理を行っていくのかについてであります。

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正点は、管理不全空家等に対する措置、所有者把握の円滑化、特定空家等の除却等、行政代執行の円滑化などが改正、または新設されましたが、このたびの歌神の空き家におきましては、既に解体し危険回避しておりますことから、改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく処理を行うことが可能か不可能か、また、関係部署間における横断的な庁内検討も行いながら適正な処理を進めてまいりたいと考えております。

次に、イの解体等において財産価値があり、売却することで費用に充てることのできたのではないかという御質問であります。

建物内の動産に係る財産価値の把握などにつきましては、危険回避の観点から緊急性を要したため、事前調査を含め実施しておらず、売却による費用への充当の判断ができない状況となっております。

相続人へは、幾度となく建物全体の処理対応のお願い文書を送付しており、場合によっては市で対応しなければならない内容についても連絡いたしました。返答を得ることができない状況が続いております。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） ただいま答弁をいただきました。順次再質問させていただきたいと思っております。

また、課長はまだ建設課に来て一月半ぐらいなので、なかなか答弁しづらいところもあるかと思いますが、そのときはひとつ事務方トップの副市長のほうから答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

まず、一番最初の質問で答弁が出ました。これからの空き家の対策、今残っている歌神の部分につきまして、今までのこれからのものにしていくのか、特定空家にしていく、空家対策特別措置法でやっていくのか、あるいは今までどおりのものでやっていくのかというのは、なかなか難しいものがあるのだと思っております。ただ、まだそこに残っている状況で、いずれはそのことに関して行っていかなければならないのだと思っております。

それと同時に相手方、要するに所持している方々との連絡がなかなか取れないということですが、私は公文書のことでお願ひしたときに、向こうからの連絡の中で、それに対応できないというような内容のことが書かれているものが1枚ありましたけれども、それはそのことは含まれていないのでしょうか。答弁いただきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 恐らく電話が折り返しかかってきた部分ではないかなと思っております。そのときには既に家を出て嫁いでいるといいますか、結婚されているということで、簡単に言いますと、もうその家とは関係ないのですというような考え方の下、その空き家の処理についてはできないというふうな、そういったことだったと思っておりますけれども、しかしながらいろいろ今まで調べていった、いろいろ照会をかけてきた中で、その相続という部分で負担割合というものが発生しておりました、兄弟がおりまして。その中で関係がないと言われても、やはり応分の負担というものは出てくるので、引き続き連絡を取ってといいますか、取らなければならないと思っておりますけれども、処理といいますか、いろいろ相続人との連絡を取っていきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） このことに関して、佐渡課長に替わってから何か連絡を取った云々がありますでしょうか。それと言いますのは、今言ったことは正直申し上げまして、令和4年9月電話連絡が来ている。そしてこちらも対応しているという書類が私のほうに公文書の公開の中であります。ですから、そういうことをしっかりと基にすれば、何らかの連絡が必ず取れるのではないかと思うのですよ。向こうは音信不通、音信不通と言いながらも弁護士と話をしていますというような状況のものがありますので、その辺のところをもう一度答弁いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 常任委員会のほうでもお話しさせていただきましたが、まず3月の末に請求の誤りがあったという部分で、新たな正しい状態のもので通知しましたというお話をさせていただいた経緯があります。その後は特に何も連絡をしていない、一回だけ電話連絡をしたことがあるのですが、それはやはり何コールかした後に途切れたといいますか、つなが

らなかったという状況でございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 今の課長の話、一番最初に出していた、出していたのかどうか分かりませんが、なかなか来ないので、その内容を確認したら、請求書ですか、それが違うと。新たなものをまた出すのでということがあって、そして最終的には納入通知書も出して、そこで今止まっている状況。それが6年3月26日、これも公文書で出してもらっているものですから。こういったものをたどっていけば、必ずや相手方と話ができる、そんな状況に私はなるのではないかと思います。この6年3月26日のものも、壊したもの、あるいはネットをかけたもの、これも2年半も前、あるいは1年も前というものでございますから、少ししっかりと相手側と話をする、そんなことが必要だと思いますけれども、そのことについてもっと短く答弁いただきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） やはり近くに存在されている方ではございませんので、自宅を訪問してお会いするということできません。文書で送るとか、電話をかけるという方法しかないのですけれども、電話が必ずつながっているようでありますので、電話番号も変わっていないと思われまますので、小まめに連絡は続けていきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 改めて再質問に入りますが、今瓦礫の状況がありますが、あの瓦礫はどのような形で処理しようと考えておられるのか、答弁ください。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 今道道沿いといいますか、環境的にあまりよい状態ではないというふうにも感じます。ただ今、ずっとこの経過がございます。家族に、相続人にその処理を、解体までの部分の請求を行っているという段階でありますので、その辺が何となく見えたらといいますか、動きがありましたら、こちらのほうの処理も含めて話をするのか、あるいは市で何らかの対応をしなければならないのかという部分は、これからの検討事項になるかなと思っております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 瓦礫の件は今分かりましたけれども、あと、特別措置法の中の適正管理に関する条例、そしてその施行規則で解体した、壊したというのか、本当は壊してはいけないのですけれども、壊したということになっているのですが、この条例の中では規則の第9号に定められていますということであつたわけになっています。この9号を見たときに、要するにできること、あの空き家に対してできること、特措法の空家ではありませんから、できることは外壁または塀、その他敷地内を含む工作物の著しい破損した部分について養生する、その程度の作業なのです。それと同時に立ち木の枝打ち、また軒の、あるいは周辺の除雪、そして以上のものを挙げるほか、これと同等の措置で特に市長が必要と認めたもの、こういったものやっているといいですよと言うけれども、先ほども言いましたように、今回はもう本当に解体と同じような状況、危険だからということが説明されるのでしょうけれども、あそこまでやれることではないのですよね、そのことについて答弁いただきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） このたびの解体につきましては、議員も御存じかと思っておりますが、危険回避のために災害対策法を基に解体したということでございます。これは紛れもない事実でございますので、そこを変えることはもうできませんので、これからはどういうふうに進め

ていくかということを考えるしかないかなと思っています。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 正直その言葉を待っていました。今、新たに改正されましたね。それに対する条例であり規則であり、どのようになっているか、答弁いただきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 新たな改正という部分では、除却の部分、管理不全空家といいますか、そういった部分を勧告できるという、指導勧告することができます。そうなった部分については、緊急の場合除却ができるとなっております。既にもう除却されているもの、除却といいますか解体されているものになりますので、そこに今からこの部分に乗っかるということにならないと思いますので、先ほども申し上げましたけれども、今回の改正法がどこまで今回の歌神の空き家につきまして適用できるのかできないのかというのは、またちょっとこれから勉強させていただきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 改正された特別措置法に対する、その下の部分にくる法令をもう半年たっていますので、つくっていかなければ、もうつくっていなければならないような時期に来ていると思うのですよ。そのためにもう平成27年度ぐらいからずっと空き家に対することを調べて、そして今回5年12月13日にこの新たな法令ができていて、特措法がね。そうであればもう歌志内も早くやらないと。私なぜこれだけ力を入れているかということ、歌志内これから空き家大変なことになるというのが分かっているからですよ。もっともっとスピードアップでやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 本市の条例につきましては、条例の中に空家対策推進法に関する特別措置法に基づくという文言が入っております。特に条例の中身をこの法律の改正に合わせて改定するという部分はないのかなと判断しております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） でも前回のあった特別措置法と今の特別措置法は違いますよ。もうどんどんどんどん行政がそこに立ち入ることもできるし、危ないと思ったときにはもう中間でも勧告ができる。空き家と特定空家の間の、そういった空き家もあるわけですから、もう形が変わっていますので、それをしっかりと調べた上で、そして新たな条例、そして施行規則、もう半年たつたらなければならない時期だと私は思うのですが、もう一度答弁いただけますか。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） もう一度よくその辺は勉強させていただきたいと思いますが、先ほどの答弁と繰り返しになりますが、条例の目的の中にその空家対策の推進に関する特別措置法に基づくという部分でなっておりますので、この改正に沿った中でやれるのかなと判断しております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 大至急、そういうのをつくっていただいて、すぐ対応できるような体制を、それを構築していただきたいと思います。大変でしょうけれども、よろしく願いいたします。

それで、先ほどもちょっと言いましたけれども、二つ目の質問のときに、ものを壊すということになると、特措法の空家ではないですから、職員は入ってその中を確認はできないという規則になっています。そうでありますから、壊す業者の方々が、その方々が壊していきますの

で、そういった財産になるもの、お金に換えてその費用に充てることのできるようなものの目録をつくることになっているのではないかということをおは記憶しているのですが、そういったものがあるのか。そして、それをやったのかどうなのか、答弁いただきたいと思ひます。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 解体につきましては、その解体費用を、解体費用が未納となることを前提に、その中の物品と動産等をお保管するという考え方はないのかと思ひます。やらなければならないという部分では、金銭化ができるものの調査というよりも、その持ち主のといひますか、家族の心情、そういったものを考慮して、思い出の品、そういったものを保管しなければならないというような考え方はあるのかと思ひますけれども、今回、この解体に当たっては、解体業者さんのほうから見ても、そういったものが見当たらなかったという話は聞いているということになっております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） そういったものがないということでござひますが、ただ、人の家、人の家というかその財産を壊していくわけですから、目録をきちんつくる、そしてそれに応じて、その財産なるものをしっかりと歌志内市に持ってきて、市役所に持ってきて、その敷地内に置いておく。そしてそれが2週間ということがうたわれてひますよ、例規のほうに。それをしっかりとやらなければならないと思ひますよ。そしてそれは官報にも出す、全国に知らせるようひ。それもうたわれてひますよ。そういったところをしっかりとやっひかないと、法令違反になってしまうのではないですか、市役所のやっひしていることが。答弁いただきたいと思ひます。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） あくまでも今回の解体につきましては、危険回避ということをお最優先にして行っひたということでござひます。その中の物をしっかりと確認しなければならないという部分につきましては、またその法的な部分を基に今後考えていきたくと思ひております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） それでは、先ほどの質問に戻りますが、私をお支持してくれてひる方がおられまして、その方が崩しているときにバイクを見たというふうひに私に言っひてきました。そういった目録は出てひませんか。答弁お願いひたひます。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 大変申し訳ござひません。私の段階ではまだ耳にしてござひません。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 私はバイクを見たという人から話を聞いて、崩しているとは何日か後にそのバイクがなくなっひたということでお、それも聞いてひます。今までずっといろいろなことを教えてくれてひる方というよりは方々なので、間違ひないだろうと思ひて質問を出して聞いたら、話がちょっと食い違っひてくるので、私もちょっと不安なところがあるのですが。私も50ccバイクをお廃棄したことがござひます。転売ではなくて廃棄したことがござひます。そのときに、歌志内市に廃棄の手続をしまひた。そしてナンバープレートを持ってひく、私が本人ですが、本人というのは後々怒られながらつくり上げたものなのですが、そういった手続をしまひた。バイクがあっひたのかどうなのかということをおひとつ今ここで確認しなければならないのですが、これはバイクは保管は全くしてひないということでおいいひのですね。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 市では保管してございません。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） ほかに資産価値のあるものもなかったと、それでいいのですね。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） そのように伺っております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） バイクの確認をさせていただきたいと思うのですが、これは市民課のほうになるのではないかと思います。個人情報もありますので、個人が特定できない範囲で構いません。処分となったら一般的には廃車というスタイルを取るのだと思います。それが恐らくや廃車しますよとなった場合には、歌志内市のほうに話を持っていく、そのような状況になるのではないかと思います。そういったことが、解体した日ですから令和5年3月9日、10日、そのあたりから4月ぐらいまでに、バイクがその歌神の空き家のところに置いてあったので、その持ち物だと私は思います。そういったものが廃棄のための処理された、そういったことがあったかどうか、市民課長、答弁いただけませんか。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） ちょっと突然、誰のバイクがあったかは、確かに軽自動車の登録は歌志内約800台ぐらいございます。今、下山議員の質問を今いきなり受けても、あったか、なかったかというところまでの、そんな天才でございません。記憶もなければ、全くそういうバイクの話という自体が初めてだったものですから、この場で私のほうは存じておりません。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 私が前にバイクの廃棄をしたことがあると言われましたが、そのときに歌志内市にナンバープレートを持って行って歌志内市でできました。ただ、その車の種類によっては、違うところでやらなければならないものもあります。ナンバープレートで決まるのかなとも思うのですが、そうであれば、そういったものの終わった後に、廃棄なら廃棄、あるいは譲渡なら譲渡、終わった後に必ず持ち主のところの市役所のほうに連絡が来ると思うのですよ。来るはずなのです。私もそれが来たということを知りましたので、自分のものがね。その関係で、今突然なので何もないということですけども、そういったものが、資料が必ずや税のほうに行っているのではないかと思います。それを確認していただきたい。いかがでしょうか。もしもそういうのをしていただけるのであれば、議長、ちょっと休憩を取って、1階のほうに行ってください、それを出していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

大変重要なことでございますので、お願いいたします。休憩を取ってください。

○議長（本田加津子君） 暫時休憩します。

午後 2時40分 休憩

---

午後 2時50分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

それでは、佐藤市民課長、お願いします。

○市民課長（佐藤幸哉君） 今、税務のほうの車税の部分の車両登録台帳の関係のものを確認してきました。

下山議員が申しあげましたバイクというものの存在という意味では、私のほうの手続といた

しましては、令和5年4月4日受付で、一般社団法人全国軽自動車協会連合会札幌事務所のほうから、軽自動車税申告書の送付というものが歌志内市の税務担当へ提出が、報告があります。その文書でございますけれども、一応お断りさせていただきたいのは、これ個人の税情報という部分でございます。言える範囲ということで、何とぞ御了解いただきたいと思います。

一般社団法人札幌地区自家用自動車協会は、令和5年3月24日の受付で、249キロワットの軽二輪、一応歌志内市字歌神32番地が定置場所としているオートバイが札幌のとある業者のほうによって、抹消の手続によって、軽自動車税種別割申告書の報告が市のほうに提出されております。

なお、この軽二輪につきましては、歌志内市のほうでナンバーを、例えば抹消だからといってナンバープレートを返還するだとか、そういう手続のない部分なものですから、あくまでも当市民課の税務グループのほうにおいては、軽自動車のこの協会のほうからの申告書の報告を受けたものということで認識していただければと思います。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 佐藤課長にお尋ねします。今のことで32番地ということなのですが、そこは歌神の空き家の番地と私同じでなかったかなと記憶しているのですが、そこからバイクが出てきたということで聞いていいですね。答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 税の情報ですので、個人情報という意味では、そのらしきところという判断の下、調べたところであります。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） これは、バイクを廃棄処分にしたということで、今伺いました。ということは、どなたか、それを廃棄処分にするような状況をつくったということになると思うのですよ。売ったのかどうなのかというのは分かりませんが、そういったことは、目録のほうには何も出てきていないということですが、それに対する話というのは、歌志内市役所のほうでは一切知らないということなのか、答弁いただきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 建設課におきましては、私もこの歌神の空き家についての書類関係、ずっと恐らく全てだと思っておりますけれども、全部読み返させていただきました。その中では、今おっしゃられましたバイクのお話というのは、一切出てきておりませんので、私も本当に今日初めて耳にした事実であります。もちろんそのバイクもそうですし、先ほどから申し上げますように、動産品等は見当たらなかったという、そういったことでお話は聞いております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） でも誰かがそれを売ったということですよ。歌志内市がお願いして壊したところから出てきたバイクが売られていると、そういうことは間違いのないことですね。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 申し訳ございません。繰り返しになります。全くそれは分かりません。売られたかどうかというのも、処分されたのかも不明でございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） ごめんなさい、今私、売られたと言いましたけれども、これ処分ですね。処分されたということで言い直したいと思います。

ただ、それがここから出て行って、そこに売られている、処分されているということは、歌志内市は全く関係ないということなのですが、歌志内市がそれを壊しますよと言って壊したところからバイクが出てきた、これはもう明らかに今分かっているところですね。その分かっているものが違うところに持って行ってあると。そういうような書類が来た。これは、いろいろと問題が起きることなのではないですか。盗難だとかということもあるでしょうし、勝手に誰かが持っていっただけで終わることでは私はないと思うのですが、その辺についてはどのように考えて対処するおつもりなのか、答弁いただきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 対処といいますか、今、先ほど歌神の32番地という部分でお話がありました。今回の解体した空き家らしき場所といいますか、というような話にはなっておりますけれども、果たして、それがその解体された空き家から持ち去られたものなのかどうかという現実さえも分からない状態でございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 分からないのですと言って終わることではないと思うのですよ。歌志内市がそこを壊しましょうということで、危ないから壊しましょうと言って壊しました。中に何があるか分からないと。目録も預かってないと、もらってないと。でもそこにはあったということが分かる、番地を見ればね。そういうふうなことなのでしょうかねという言い方をしましたけれども、見た人いるのですから。答弁お願いします。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） そのバイクの先ほどの置き場所といいますか、それが歌神の32番地ということになっているというお話であって、そこにあったのかどうかというのは本当に分からない状態であります。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 32番地が保管場所で、そこに保管している人が持っていた可能性が大だと。それが歌神の空き家の番地だと、そういうことですね。答弁ください。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 見てませんけれども、先ほどのバイクの保管場所が32番地、今回の空き家の解体した番地も大体その同じような番地ということであって、そこから誰かが持ち去ったのかどうかというのは誰も、あったことも、誰かがもしかしたら見ているのかもしれないけれども、私どもはそれをここにありましたよという話、実際に見に行った、見たこともございませんので、果たしてそこにあったかどうかというのは定かではございません。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 今の発言はちょっと問題ですよ。歌志内市でやってくださいということを言って、やってもらっていますよね。私たち何も見ていません。確かに特措法の空家になっていないから、歌志内市の市役所の人間はそこに入ってはいけないということは言われまますけれども、でも、見ていないから分かりませんではないと思います。その番地にあるバイクがなくなっている。盗難だったら、警察に行かなければならないと思いますよ。誰かがそこに捨てたのであったら不法投棄ですよ。市役所としてそれをしっかりとやらなければならないということを私は思うのですが、そういうふうなことになっていくと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（本田加津子君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） 市のほうでしっかりとした目録的なものが業者から受けて準備して

いると。その中にオートバイというものも含まれているということであれば、当然ながら管理という部分で責任的なものも発生するのかなと思いますけれども、先ほど来佐渡課長のほうから申し上げておりますが、そういったバイクというものの存在自体が分かっていたという部分でございますので、それがどういった形の中で業者さんのほうに行き渡ったかという部分についての、その部分について、やはりこれ以上の答弁ができないのかなと、そんなふうには思うのですけれども。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 今までずっと、私は歌志内市にこのことを分からなくて問いかけてきました。もう何回も何回もやっていますね。もういいかげんにしたらどうですかと言われたこともあります。いいかげんにしたらどうですかと言われて、そうかもしれないなと思ったとき、このバイクの話が持ち上がりました。前に話したことが私はあると思うのですけれども、そういうような状況があったわけです。

それであれば、やはりこのままの状態では終わらせるわけにはいかない。これまで空き家対策議員だなどと言われて、今度は何て言われるのですか。歌神のバイクの議員と言われるのですか。このままの状態では終わらせるわけにはいかない。何とかこれ、決着をつけたいと思います。

歌志内市のほうでは、相手側の方と連絡を取った形跡があります。電話でしたか。電話の形跡がありますよね。先ほど話しましたが、そういうのがあるのであれば、私はこの内容を解決したいのだけれども、行政と話してもこれ以上のものは出てこないと思います。これ以上分からないのだから、質問しても駄目ですね。何も調べようとしたのかな、してないのかな、分かりませんが。それであれば、相手の方の住所を分かっているのであれば、それを教えていただけませんか。私が直接向こうとも話をしたい。そして、どういう状況かということもこちらから話をして、向こうがどう思っているかということも話を聞きたい。そんなことを考えます。市長、これをどう思われますか。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 今、最後のほうにおっしゃいました相手の情報を教えてくださいというのは、それはできないと私は思っております。行政のほうでやらなければならないと思っております。

バイクの件は私も今聞いてびっくりしました。したがって、このバイクがどのように発生したかといいますか、そこに出現したかということをお聞きしなければならぬのかなと思います。そこからいろいろ処分に至った経緯を調べていかなければならぬと思っております。したがって、相手方、今娘さんとは連絡先は分かっておりますけれども、なかなか電話に応じてくれないという部分もあります。その辺は自宅まで訪れるとか、そういったことで対応していかなければならぬと思っております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） そういうふうにやってくれて、これからまた時間をかけて、そういうやり取りがあるのかなと思うのですけれどもね。行政が話を、今までもそうなのですけれども、これを送ってますよと言いながら、これも出してますよと言いながら、本当にやってるのかなという不信感といいますか、あまりにもありすぎるような状況が今までありました。調定しています、調定しています、いや、失念していました。こんなばかな話はないでしょう。毎回毎回定例会があるたびに、ここに来て私話をしていきます。歌志内の市議会といたら、歌志内市の最高の会議の場ですよ。そこで議員から言われる、議員というのはもう市民の方々か

ら負託されて、下山やって行政を見張れというふうに言われてここに立っています。そういうのに、質問されたことを失念していました。忘れていましたということは、私、ないと思うのですよね。何かしら、本当なのかなという気持ちが一番強い。ですから、市長、そういうふうになんと言われましたけれども、私が書いた手紙を送るだとか、向こうから手紙をもらう、これなぜ悪いのですか。何かまずいことでもあるのですか、答弁ください。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） これらの解体が行政が行ったという、諸手続につきましては、一個人といえますか、議員さんが行うということではなくて、行政がしっかり最後まで対応しなければならないと思っております。

今、下山議員のほうから、なかなかいろいろこの部分については進んでいかない、進んでいないということでございます。まさに、相続放棄、例えばしていたとしても、最終的には空き家は最後まで管理をしなければならないということで、法律ではもう最後までその責任があるという部分で、非常に法的な対応も難しい状況でございます。顧問弁護士と相談しながら、いろいろ対応を進めたいと思っておりますけれども、スピード感を持って対応しなければならないというふうに、いま一度御理解をいただきたいと思っております。

〔「答弁漏れです」と呼ぶ者あり〕

〔「私が解決をするために手紙を送りたい、そして私に返してもらいたいという部分の答弁がありません。正確に答弁してください」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） どうぞ。

○市長（柴田一孔君） それはちょっと下山議員がやるべきことではないとは思っております。行政のほうで進めていかなければならないと思っております。なぜなら、行政のほうで解体をいたしたところでございますので。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） その解体したものをずっと私がこうして言い続けてきている。私にも責任あるような気がするのですよ。そうであれば、行政が出すというのであればいいですよ。その行政が出す文書を私につくらせてください。そして行政がそれを封に入れて、それは私の文書だから私が封に入れて、その封書を行政の封書に入れて、しっかりと留めて、そして、どなたか、課長ですね、課長が宛名書きをして、そして送る、内容証明書もつけて。そんなような状況で、向こうの方がどんなふうな思いでいるかということも正直知りたいたころはありますし、そしてこのままの状態でしたら、私これの問題から一生離れられなくなってしまいうような気がします。今まで一生懸命やってきたけれども、何かしらはぐらかされたり、やっています、やっていますと何もやってなくて、ごめんなさいで終わらせたり。それが公務員ですか。私は違うような気がしますよ。そんなことも考えていただいて、私も一緒になって手紙を書きます。それを行政のほうから送っていただいて、相手の反応、それを私は見たい。そして、これからの空き家対策にも、私なりに力を注いでいきたい、そんな考えがあります。先ほどの話いかがでしょうか。市長、お願いいたします。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 本当に下山議員の熱意ある御意見をありがとうございます。参考にさせていただきながら、行政のほうの市長名で相手に提出していきたいと思っておりますので、いろいろ御指導、御鞭撻のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 答弁漏れですけれども、最初から行きます。

私が文章をつくります。それを私が封に入れます。そして、歌志内市役所が自分たちの名前を書いた封書と相手の行き先を書いた封書に、それに私の封書を入れて、そして送らせてもらいたい。これまででない、これをしっかりとやらせてもらわないと向こうの気持ちが分からないですし、今までずっと議会の私と職員の方々が話してきたことが、何が本当で、何が違って、何がでたらめで、何が駄目だったかというのが全く分からないで終わってしまうような状況なのです。私は本当のことを知りたい。行政を信用させてくださいよ。全く信用できないような状況で私います。お願いしますから、行政を信用できるような、そんなことをやらせてください。一番は手紙を出す。私の書いている手紙を出す。これをお願いしたいと思いますがいかがですか。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 十分下山議員のお気持ちは察し申し上げますけれども、弁護士と相談しながら、そういう取組がどうなのかということも判断しながら対応させていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） そういう対応になるのであれば、私もその弁護士の方とお会いして、そして話をさせていただきたいですね。それがどうなるか分かりませんが。

ただ、今までの対応はあまりにもちょっとひどいなという気持ちは、正直今でもありますよね。本当に市民が信頼できるような状況をつくらなければならないのではないかと思いますし、議員そのものが行政をはなから疑っているというのはよくないと思いますよ。一緒になってつくっていくのが本当だと思いますよ、議論しながら。そんなようなことから、市長、どうですか、先ほど私提案しましたけれども、私がつくった文章を歌志内市の封書に入れて、封筒に入れて、それを送らせてください。もう一回答弁してください。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ここでそうしましょうということはちょっと私も言えません。弁護士と相談しながら、そういうことが可能なのか、お力をお借りして、議員さんと一緒をお願いするのがいいのかも含めて、確認をさせていただきたいと思っております。よろしく御理解のほどお願いいたします。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 何か行政を最後まで、なるほどさすがだなと思えないような状況で終わってしまうような気がするのですが。本当にまちづくりをするのであれば、本当の仲間というのが必要だと思うのですよね。その仲間というのは、やっぱり信頼関係のある人間でなければならぬと私は考えますよ。それを、いや、私たちやっていますから、あなた別にいいですよ、そうではないと思いますよ。先ほども言いましたけれども、私も歌志内市の市民から、ちゃんと見張れ、そして手伝え、そんなような付託を受けてここに来ている、特別の地方公務員ですよ。それであれば、同じような立場でそれをやっていきたいと思うのですが、どうして私たち、私たちとなるのか。私たち、私たちのほうが何かを隠しやすいからですか。何かそのような気がするのですけれども、いかがですか。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 議長とも相談させていただきたいと思っておりますが、この件に関しては本当に登記の書類から抵当に至るまでの非常に法律関係のいろいろな制約とか法律関係の決定とか、いろいろ難しい建物でございます。ですから、その辺は下山議員と情報交換といいますか、意見の交換はできるかなと思っております。こういう部分が難しいのだという部分もあるわけで

ございまして、持ち主が亡くなっていて相続人がお二方いますけれども、一人はもう居所不明だと、そのもう一人の持分登記の率も非常に少ない中で、その方と今連絡取れているというわけでございますので、その方の家庭環境も含めて、いろいろ相手のことを考えながら進めていかなければならないと思っております、これらについても顧問弁護士と相談しながら進めていかなければならないと。そこに今下山議員さんは非常にいろいろ今までも研究熱心に勉強されてきておりますので、その部分をまたお力添えをお借りしながら、連名ではなくてお互いに力を合わせて、もしできる部分があればお力添えをいただきたいということで、大変申し訳ございませんけれども、下山議員がつくったものを封書に入れてそれを送るとするのは、ちょっと私も初めてのことでございまして、議長ともいろいろ協議させていただきながら対応をさせていただきたいと思っておりますので、御理解願います。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 今の市長の答弁を聞いて、私ちょっと言い忘れたところというか、言い間違えたところがあります。私書いたものを市長が確認して、検閲して、そしてこれなら送ってもいいなというものをに入れて、そして改めて封筒、歌志内市の封書に入れ直して、そして送っていただきたいということなのです。私の書いたものを知らない、見てもらわないで送ることではなくて、そんなようなことをちょっと考えていたものですから、ちょっと私の言葉足らずでしたのでお願いします。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 繰り返しになりますけれども、議長とも相談をさせていただきますが、下山議員の今の説明であります、下山議員が起案したものを私が頂いて、そこに足りない部分とかそういうものを調整させていただきながら送ればどうだということだと思いますけれども、市から書類を送るとするのは内部の決裁も必要でございますので、そういった部分からいたしますと、私の自らの下山議員とのやり取りの中でさあ送ろうというわけにはいきませんので、そういうことを御理解いただいた中で、何も拒否してやらないということではございません。十分にいろいろな御意見等も頂きながらつくることに関しては、やぶさかではないと私は思っております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 今、市長から最終的な答弁をいただいたと思います。

やぶさかではないという言葉がありました。一緒になって連名でなどということではなくて、それはやはり違うと思うのですよ。行政側と議員というのは違うと思うのですよ。ただ、私からの要望、それを市長が見てもらって向こうに送ってもらう、そういうようなことなのです。私からの意見を向こうに伝えてもらうという、そういうことなのです。ただ、それが可能なかどうか分かりませんし、弁護士が来るというならそれもいいでしょう。私としては議長にいろいろなこととお話をして、お願いしていただくような状況をつくりたいと思います。

今回はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（本田加津子君） 下山則義さんの質問を打ち切ります。

## 延 会 の 議 決

○議長（本田加津子君） お諮りいたします。

本日の議事日程にあります議事が終わりますが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会し

たいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

### 延 会 宣 告

○議長（本田加津子君） 本日は、これにて延会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時16分 延会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長            本     田     加 津 子

署名議員            能     登     直     樹

署名議員            川     野     敏     夫